

ればならないという考え方には変わりありません。

第二外為の設置ということに対しては、これは大蔵省側が現在の外為法を改正しないで外貨の活用をやりたいということでありましたから、そうすれば第二外為をつくる以外にないじゃないかと

いうことだったので。ところが外為法の改正をやるということになれば、第二外為が必ずしも必要でないということにもなるわけでございますのうで、そういうところをいま詰めておるわけでございます。第二外為をつくらなくとも外為法の改正を行なつて、輸銀法の改正までいくかどうかという問題もございしますが、第二外為でなくとも、いわゆる第二外為の必要論の前提であつた外為法の改正を行なわなないということでありましたから、これが外為法の改正が議題になれば第二外為というものは固執すべき問題ではない。要は、外貨が活用され大幅に運用されれば足るという実利的な方向をとつておるわけでございます。

○岡田委員　いまの答弁で、いまだ大臣としては、この際、緊急対策として即効的に効果をあげるのはやはり第二外為会計をつくる積極的な姿勢が望ましいし、断固これはやりますというしばしば大臣の所信を承ておったところであります。が、いずれにしましても緊急を要する問題であり、タイミングを逸してはならない措置でありますから、いまだでの通産大臣の本委員会に対する答弁もありますけれども、いま述べられた問題点ではおそろくあす、あさってじゅうにきまるのではなかろうか、こう思いますので、特にこの点について注意を喚起しておきたいと思ひます。

そこで、時間がありませんからさつそく問題点に入つてまいります。通産大臣になられてから、世上しばしば田中構想といわれるものが矢つぎばやに出されておるわけです。特に政調会長當時でしたか、幹事長時代でございましたか、都市問題の一環として工場の分散、こういう基本的な方向を田中構想として打ち出され、その後通産大臣になつて、この問題についてさらに具体的にそ

れぞれの指標をあげながら田中構想というものが発表になっておるわけです。まずこの田中構想は、田中通産大臣個人の構想であるのか、田中通産大臣として、いわゆる通産省としての構想であるのか、このいずれかということをまずはっきり承っておきたいと思います。

○田中國務大臣 田中角榮個人の考え方と、政府・自由民主党、通産省の考え方が全く一つになった、こういうことでございまして、出した法律案は、これは内閣として提出をしたものでございします。ですから個人も心から賛成である、こういうことでございまして、これはもう内閣の政策である、ましてや内閣の一部局である通産省も含めた内閣のものでございます。

○岡田委員 提出されているこの法律は、確かに閣議決定によって政府が提案いたしておるわけがありますから、これは問題がないと思うのです。しかし、この法案の提出に至る過程において、田中構想というものが打ち出されてきたわけです。

その中の一つとして工場分散の問題を本法律として提案をした、こういういきさつであらうと思うのです。私はこの法律案について問題を指摘しておるのではなくして、経過に至る田中構想というのは、田中角榮個人であるのか、それは通産省の構想であるのか、この点がどうもはつきりしてない。個人の構想であり、これを何か通産省が受けているというような感じで、通産省案であるとはいえないのではないか。通産省の構想、政策、こういうものではないのではないか。たまたま出されている法律案は政府提案でありますから、当然通産省の案であり、政府の案でありますけれども、これを取り巻く一連の田中構想について実は承ったわけであります。

ある。ですから、もう全く通産省案である。田中角榮も通産省の一員でございますから、私も含めた通産省案である。これはもう間違いないですね。

○岡田委員　まあいいでしょう。何か無理やりドッキングしたような印象を私は非常に強く持っているわけです。

のができたわけでございます。またOECDその他国際的な経済機構とでも申しましようか、そういうものができ、またそれは戦後必然性を持つてつくられたものでございますが、それが四分の一世紀以上にわたって平和の維持にも貢献をしてまいりましたし、安定的拡大経済基調を確保しながらまいたわけでございます。その結果、その過

そこで、通産大臣に次にお聞きしたいのであります。通産大臣は、田中構想の中で昭和六十年の経済指標については一応述べられておるわけですが、これらをつつと分析してまいりますと、田中通産大臣は池田、佐藤内閣の流れをくむ俗にいう高度経済成長論者である、こう私はいわざるを得ないのでないかと思ふのであります。端的に伺っておきたいのでありますが、田中通産大臣は、高度成長論者か、それとも安定経済成長論者なのか、こう分けた場合には、田中通産大臣の経済政策に対する考え方はいずれに属すると思ひますか。

程においてはアメリカがやはり中心になつて、ドルがキール・カレンシーとしての役目を果たしながら、四分の一世紀以上平和に貢献してまいつたわけでございます。ところがアメリカの力にも限界がござります。これは四分の一世紀たつてドル防衛、バイアメリカン、シブブアメリカンというような政策となつてござるを得なかつたわけでござります。二次戦争が始まるまでには世界の六〇％ないし七〇％の金を保有できたというのが、二次戦争に介入し、二次戦争後の平和維持という名における出費その他国際経済機構をささえるという立場において、ドルも無限の力を持つてはおられない。

○田中國務大臣 安定經濟論者である。新安定經濟論者である、こう述べたほうが正しいかも知れませんが、ありません。

○岡田委員 次に、もう一つ伺っておきたいと思うのでありますが、円切り上げ以降の國際經濟の動向、いわゆる七〇年代の世界經濟の特徴といひますか、特に円切り対策等も具体化してくる過程の中においては、これらの問題点についても当然分析、把握されると思うのです。したがって、円切り上げ以降の國際經濟の動向、いわゆる七〇年代の世界經濟の特徴的な動きを通産省は一体どのように把握をしておるのか、この点について通産大臣の所見を承ておきたいと思ひます。

○田中國務大臣 戦後、多国間平価調整というも

かつたということがバイアメリカン、シツプアメリカン、ドル防衛、最終的にはドルの切り下げ、各国通貨の調整ということになったわけでございます。そういう意味で国連の下部機構、経済機構というものの存立が議論されるような非常に危殆に瀕しておる状態でございます。その中でやはりこれらの機構は守らなければならないという考へ方が多数国間の平価調整を可能ならしめた、こう考へるのが至当だと思います。

そういう立場において新しい第二の四分の一世紀が始まるわけでございますが、そこで問題になったのは、多国間平価調整に対して加わらなかつた開整途上国が意見を述べてきたわけでございます。意見を述べるだけでなく当然権利の主張と

がっていくわけでございますから、これは問題はないと思うのです。ただ、そうでなく、第二の四分の一世紀のスタートにあたっては南北問題の焦点である援助の問題が議題になり、それが確立をし、確保をし、推進をされない限りにおいて通貨問題もうまく片づかないし、アメリカのドル問題も片づかぬし、世界の貿易を拡大基調に維持することも確保できないし、もちろん平和の維持にもつながらないというのが第二のスタートでございますから、日本はその意味において、国内的には自衛隊という非常に大きな財政支出がございまして、その自衛隊の予算が幾らか大きいとか小さいとかいつてたいへん問題になる。その自衛隊全部に匹敵する政府援助をこれからやろう、これが七〇年代最後の目標としては国民総生産の〇・七割を政府ベースでやろう。しかも条件なし、ひもつきでないものを拡大していくという愛知発言になったわけでございますので、やはり広い立場から日本も国際的な義務を果たす、また果たさなければ日本の貿易経済もノーマルな状態において拡大はしていけないということでありまして、国内政策と国外政策というものは両々相まって初めて一つの前進的政策になる。それが先ほどから御指摘になった新しい八項目ともいえるべき政策も必要であるということにつながっておりますわけでございます。

○岡田委員 これからのわが国の経済の発展のためには、外にはいま述べられた南北問題、すなわち経済協力の姿勢をまず正すということ、少なくとも第二次国連の開発十カ年計画の精神に基づいてこれをわが国が確実に実行していく、こういう姿勢がまず明確にならなければならないのではないかと。また国内的には、非常に狭い国土でありまして、国民の生活をより豊かにしながらどう国土を効率的に活用していくか、すなわちこの方向は政府がとっている新全総の方向でもあろうと思うわけですが、これを内外の軸にして、多面的な、高度な経済社会を構築していかなければならないのではないかと、それ以外にわが国の生きていく道

はないのではないかと極言をしましてよろしいのではないかと、こういう実は受けとめ方を私は持っておりますわけですが、そしてその一環として今度の工業再配置促進法が提案されておられるのであります。そこで私は非常に疑問に思っていますのは、なぜ通産省は今回単独で工業再配置促進法案を出したのか。いままでの立法例を見ますと、新全総があり、しかもこの新全総の中ではそれぞれ地域の開発計画をも策定する、この法律は定めておられるのかかわらず、新全総の場合には、残念ながら都道府県の総合開発計画や地方総合開発計画等を策定しないで、各地方の開発促進法にこの面はゆだねてしまっている。いわば法律から逸脱した運用を今日しているといわなければならぬと思うわけなんです。私は、そういう意味からいって、まず新全総そのものの再検討をすべきではないのか、その上に立つてそれぞれの開発立法について新全総の路線にこれを引き戻すのか、それとも現在行なっているそれぞれの個別の地方開発立法にゆだねるのか、いずれにしてもこの面を明確にする必要があるのではないかと。そういう中から一連の工業立地関係の立法体系というのが整備をされなければならぬだろう、こう考えるわけですが、そこでまず、経済企画庁の方でも出ておりますから、経済企画庁としてはこれらについて一体どういう態度を持っておられるのか。同時に、新全総がいま再検討されて、近くこれの改正案が提出をされることも聞いておられるわけですが、この点のめどは一体どうなのか。それと同時に、法そのものを改正する意思も意図も含まれて今日検討されておられるかどうか、この点についてまず承っておきたいと思うわけですが。

○岡田政府委員 お答え申し上げます。

ただいま先生の最初に仰せられました、いわゆる地域開発諸立法とこの工業配置の立法との関係についての私の考え方、これは先生の本会議の御質問にもあつたわけでございますが、いわゆる新産都市の建設促進法あるいは工業整備特別地域の整備促進法あるいは低開発地域工業開発促進

法あるいは農村地域工業導入促進法、こういういろいろな地域開発立法であり、また工業配置の立法でもあるという性格の法律が多々あることは確かでございます。私どもの考え方としては、たといばたといばいまあげましたような四つの法律と、今回提案をいたしております本法案との関係がどういふふうなものであるかという考え方でございます。さきに申しました四つの法律でございますが、この考え方は、むしろ工業開発と申しますか、たとえば新産、工特のようなもので、工業開発の拠点として、いわゆる拠点問題方式でございますが、ある地域を開発する、その一つの非常に大きな問題点としてそこに工業を誘致、導入していくという考え方が中心でございます。また低開発地域でも同様な考え方でございます。それから農村地域においてもやはり同様でございますが、低開発地域、農村地域の問題では、もう少しその地域の、たとえば農村地域でありますれば、農業振興と工業というものをどういふふうに調和させていくかというふうな感覚が非常に強くなっておりますわけでございます。

そこで、ただいま提案中のこの法案につきましては、むしろ私どものほんとうの理解をいたしましては、いわゆる過密、過度集中というところから工業を分散させるということ、そちらのほうに重点が置かれておられるという考え方でございます。したがって、たとえばこういう工業の立地の移動と申しますか、そういうものに対する助成のたてまえから申しましても、従来の法では受け入れ側の受け入れたものに対する助成である。それを今回の法律では一飛で出しまして、ちよつとことばが悪いかもしれませんが、追い出すほうのことに対して助成をしていく。要するに移動促進地域から誘導地域に移転したものに對しての助成であるというふうな考え方、結局このような考え方の違い、これを一本の法にすればいいじゃないかといわれればそれのとおりかもしれません。しかし、今度の考え方の違いというものが両々相

また地域開発というものについて十分効果があげられるのではなからうかという考え方でございます。それから第二点のいわゆる新全総計画を現段階でどういふふうにか考へておるかという問題につきましては、しばしば御説明申し上げておりますが、新全総計画自体の考え方というものは、その間違ったものではないという考え方をわれわれはとっておりますわけでございます。ただ現実の姿として、確かにあの新全総計画の一つの目標というか前提としております経済のフレームの問題あるいは環境の問題、これはぜひふん強調いたしておりますが、現実には起きている公害等の環境破壊の現実の問題、こういう点では確かにあの計画をつくり出した当時と非常に情勢が変わっております。そういうことを受けてまして、むしろ私どもの考え方は、新全総計画の実施面では非常に問題がある、したがって大いにこの実施面については反省しなければいかなぬ点があるのだという考え方に立ちまして、たとえば環境問題あるいは都市の過密の問題、あるいは地方都市をむしろと整備するといふような等々の問題点につきまして、いわゆる総点検と称しておりますが、現在点検をしていくわけでございます。この点検作業につきましては、大体今年一ぱいにおもったものについてめどをつけまして、その上でたとえば新全総を改定する必要があるのかどうか、あるいは新全総を改定しないけれども、実施についてこういう問題点があるというふうな考え方に基づいて、その辺を具体的に検討してまいりたいという考え方でございます。

それから第三点のいわゆる国土総合開発法、これは私どもの考え方では、やはり国土を開発するという総合的な意味では、一つの中心的な基本的な法律だと存じております。ただその法律の実施面あるいは運用面、そういう点でただいま先生から御指摘ございましたように、全国総合開発計画、地方総合開発計画、府県の総合開発計画あるいは特定地域の総合開発計画、こういう四種類の

計画が法定されておりますが、そのうちで現実的に現在生きてございますのは御指摘のように新全総計画いわゆる全国総合開発計画だけでございまして、特定地域の開発計画というものは、あの立法當時たとえば北上川の総合開発計画であるとかそういうことで実施はいたしました、現実には現在の段階では全国総合開発計画だけが生きておりまして、むしろ地方開発計画というものは、確かに御指摘のとおりそれぞれの地方ブロックの開発促進法というものに基いた計画というふうにかつこうになつておりまして、この点は確かにわれわれとしても現段階で反省をいたしております。

そこで国土総合開発法をどういうふうにかつこうかという点で、実はもうすでに一昨年あたりから相当に詰めた議論をしていてございまして、そこで、いわゆる国土総合開発のための基本法的な考え方、一体この法律をどういうふうにかつこうかという点で、どういふ内容を持たせるかという点について現在検討中でございます。したがって、でき得れば今国会に提出して御審議いただきたいという考え方でございまして、どうも残念ながらその段階にまだまだいろいろの問題がございまして、そこで進みませんでしたので、今後この検討を続けまして、できる限り早い機会に御審議をいただくという考え方でございまして。

○岡田委員 通産省としては新産業法、工業整備特別地域整備促進法、低開発、それに農村地域、これらの立法がなされて、さらに今度工業再配置の促進法が提案されておるわけです。しかし今日の動向から判断しますと、いま政府が第三セクター方式を進めているように、いわば大規模工業基地の建設、これらについてはこれを立法化する意図というものが一体あるのかどうか、それは検討中なのかどうか。大規模工業基地建設促進法、こういう仮称等もすでに通産構想として発表された例があるわけです。こういう立法については全然検討していないのか、検討しているのか。検討しているけれどもまだ結論は出ないのか。それとも、こういう法律にたよることはやめて現在進め

ている第三セクター方式で大規模工業基地の開発を進めていくという方針なのか、このいずれに立っているのか、この機会に明らかにしていただきたいと思つておる。

それと同時に、この工業再配置促進法と関連のある意味で、いわゆる工業関係の第二次産業の調整、いわば輸出輸入の関係、これをさらに調整していく、好ましい輸出好ましくない輸出、こういうものを振り分けて産業調整をし、産業構造を変えていく、こういう方向が通産省の方針としてあるわけでありまして、これらについては産業調整法的なものをつくることを検討しておるのか、していないのか、現在検討中なのか。そういう立法にたいしては立法措置をするということは全然検討していないのか、この機会に二点について明らかにしていただきたいと思つておる。

○田中大臣 大規模工業地帯、これが立法を必要とするかどうか、これはもう少し検討しなければならぬと思つておる。これはある時期においては整備促進のための立法ということが必要とも思われますが、いまだどういふ形態で立法するか、またどういふ中に位置せしめるのかという問題、まださだかに結論を出していません。それはいまも御質問をございしましたが、実際はばらばらなんです。ばらばらでもってやむを得ざるものから先によつてきたのです。これは二十五年に国土開発法を制定しましたときにはこれはもつと合理的にやるつもりだったのです。二十五年制定の国土開発法は、歴史上を見ますと閣法であります。これは議員立法であります。議員立法を中心にして成案を得て、かかる基本法というものは議員立法よりも政府立法のほうがよさうだということに閣法にしたのですが、どうもその閣法にしただけの実態が伴わなかった。それで今日このような法律を出さざるを得ないようになった。これは国土開発法が閣法になる前に議員立法でもって成案を得て、得るまでの過程においては超党派のだったのです。そのころ超党派でやつた法律でもって非常に大きな法律があります。現行道路法しかり、

ガソリン税を目的税にした法律しかり、有料道路法しかり、まあ有料道路法などは一応提出権は閣法にしましたけれども、これはみな議員立法形態で生まれたものであります。いまの公営住宅法もしかりであります。電源開発促進法もしかりであります。国土開発に關係するものはほとんどしかりであります。北海道東北開発法、新産業都市建設法、低開発地方開発促進法、産業地域振興法、山村振興法、離島振興法、工業整備特別地域整備促進法、農村工業導入促進法みなそうです。こういうものがばらばらに行なわれておることは事実なのです。政府がこういうものに対して主導権をとらなかつたということ、二十五年の歴史を見れば明らかであります。それだけではない、いまの首都圏整備法なども議員立法であつて、しかも熱海温泉都市建設法とか、横須賀軍港都市整備法、これはみな議員立法であります。こういうような状態で新全総というものが、全国総合開発計画、それを改定したものが新全総、今後改定するものが新全総ということ、これは三年か五年でできるものではない。戦後二十数年間積み重ねて、必要やむを得ずつづつたものである。普通ならば、ここまでくれば、昭和六十年展望の全国総合開発計画がびつときまつて、その中でもって北海道はどうあるべきだ、それから沖縄はどうあるべきだ、各府県の一次産業比率、二次産業比率、三次産業比率がどうあるべきだ、それに対して新幹線はどうあり、それから海運はどう整備され、輸送体系はどうあるべきだというのがほんとうだと思つておるのですが、やはり計画というよりも自然発生を是認しながら調整をしてきたのが行政でございまして、やはり行政計画というものはあとを追つてきたわけでありまして。そういう意味でいままでの地域立法みなこれはばらばらのような気がいたしますが、いつかやはり理想的な全国総合開発計画の中の実体法としてこれは統合整備さるべきものであるということは、私はそのとおりだと思つておる。

それから国内的な経済調整法が必要かどうかという点であります。国内には各種の立法がございまして、あえて経済調整法というものが必要だとも思いません。しかし国際的な経済波動に對する経済調整法というものは必要であらう。今度あなたが一番初めに御質問をございました五項目等はどういふことかといつたら、要すればそういうものが国際経済調整法のはずなものです。実態は国際経済調整法によつて行なわれるべきものである。去年七月ごろからずっと八項目の円対策等をやつてまいりましたが、円対策から今度の五対策をやらなければならぬとしたならば、これは国際経済調整法として処理されることが一番望ましい。今度もそういうものを国際経済調整法にしない、輸銀法の改正というふうなもので持つていったらどうかという話がいま出ておりますが、やはりそういうものにばかりしほるべきものでなく、ある時期には国際経済調整法というふうなものに統合さるべきものだといふ考え方は依然として持つております。

○岡田委員 私どもはこの法律案を読んで一番抵抗を感じるのはいま質問しましたわが国の工業立地の法体系がいわばその場当たりでそれぞれ立法されておる。いま大臣から答弁あったわけですが、それにさらに今度工業再配置の促進法が制定される、あるいはまた必要によつては大規模工業基地建設促進法が制定される、こういう形で、いづれにしても法体系が整備をされないで、屋上屋を重ねるといいますか、そういう立法の方向がさらに構造的に続くのではないのか、このことを基本的に、この法案をわれわれは受けとめてまず問題点にしておる。いま大臣から、この点は時間がかかるけれども、法体系は整備さるべきものだといふ基本的な考え方が述べられましたけれども、この点特にそういう受けとめ方をしておるという点を強調し、指摘をしておきたいと思つておる。

そこで、今回出されました工業再配置促進法でありますけれども、なぜ一体この法律は工業再配置促進法としたのか。法の内容をずっと読んでま

いりますと、私はこの法律案の名前が適当ではないのではないかとこの感じを非常に強く持つわけです。新全総の示す方向を見ましても、機械工業でも昭和六十年には現在の出荷高の大体七倍、あるいは資源産業についても、鉄鋼あるいはそれの基礎物資の関係の伸び率を見ましても、相当高い伸び率を予想しておるわけです。三倍とか四倍という数字が出ておるわけです。もちろんこれは訂正をされるでしょうけれども、そういう一つの傾向から判断しますと、この内容をさらにそういう面から検討しますと、工業の再配置という面もあるけれども、問題は工業を適正に配置をしていくという面がむしろ思想として優先されていなければならぬのではないかと考えますと、単に工業の再配置、いわゆる分散という面を強調する法律案の名前は適当ではないのではないかと。むしろこれは工業適正配置促進法というか、その中にいわば過密地帯から分散するものもあれば、新規の工業立地の整備もあるのだという考え方のほうが非常に当を得ているのではないかと。あまり当初の構想の分散されなければならぬという面が強調され過ぎて、安易に再配置という名前をこの法律案につけたのではないかと、こう私は受けとめるわけなんですけれども、この点についてはいかがですか。

○田中事務大臣 それは御指摘のとおり、工業再配置でもよし、工業適正配置でもよし、工業新配置でもよし、二次産業比率の平準化促進法でもよし、これは見方によつてはあなたの言われるとおりだと思ひます。六十年展望に立つ、七十年でも、新工業配置でも適正配置でもいと思ひます。しかし、そうなる議論が少し分かれるのです。私もいろいろ考えてみたのですが、適正配置といふことになる、適正とはどういうことか、いろいろな議論がそこに生まれてきます。再配置といふのは、明治から百年間、一次産業比率が九〇%であったものが御承知の一七%程度まで下がったわけでありまして、その間において都市化が進められた。都市化が進められたということは世

界的な傾向であります、日本においては太平洋ベルト地帯、東京、大阪、名古屋というような東海、山陽地区に集中的に集まった。だから、そういう意味でいろいろな弊害が起つてきた。その弊害だけということであればいいのですが、このままきわまる成長のメリットが全部相殺されてしまつて、ほんとうにどうにもならないような状態になる。これは、いまのまま太平洋ベルト地帯を是認して、これから五〇%でも七〇%でも成長をもいそがせようとする、これはどうなるか、こういふこと、これは全く政策の立てようがないわけなんです。この間も経済企画庁がいまいくもここで述べたのです。昭和六十年展望に立つと、現在二千七百五十万人おる首都圏が一千万人以上ふえて三千八百万人、北関東まで入れると四千万人をこすかもしれないという。そういう数字も、コンピュータがはじき出す数字はということですが、昭和六十年には一億一千七百万人を想定される日本人の中で、四千万人以上関東地方に集めて、一体可能なかどうかというこの議論が日本にないこととおかしいのです。その場合は、高い成長率から生まれてくる財源をすべてぶち込んで社会資本のアンバランスはいまよりもはるかに大きくなる。これは全然日本の財政ではまかなえないということになるのです。東京で一合いま車が新たに増車されると千五百万円の道路の維持補修費がかかるという事実を徴して考えてみれば、道路を広げられるはずはない。公害を除去できるはずはないのです。そういう現状を踏まえて考えますと、やはりいまよりも過度集中をさせない。そうして、しかも今度の中小企業白書に見られるとおり、中小企業の二〇%以上は直ちにでも地方へ分散をしたい、またそのほかに条件が許せばというのを含めれば、五〇%以上が分散をしたという希望を述べておるわけでありまして、そういう事態から考えてみても、物価、土地、公害、あらゆる問題の解決ができないのは、無制限な集中を是認しておることにきめ手がないのです。全人口の四割も東京と関東に集まつて、地価が下

がるという議論が一体どこから生まれるのか、どんな人が言つてもそれは生まれないのです。需給のバランスがとれないところに地価が下がるわけはありません。そういう状態から考えてみますと、私がいつも言つておる通りに、東京と大阪と名古屋の三地域五千万人を合わせれば全国土の一%だ、一%に三千二百万人の人が住んでおつて、やがて四千万人が住もうとして、物価が下がるわけはないじゃないですか。公害が除去できるはずはないじゃないですか。寝ているところにダンブが飛び込んでくるのはあたりまえのことなんです。そういうことに対して、総合的な計画ができて積み重ねができれば法律はつくらないというわけにはいかない。だから、やがてはつくらないけれどもならないけれども、いまは少なくとも過密の中から分散を促進させる。これは前にも、私が大蔵省におるときにあったのです。圧縮記帳という制度を設けたのです。都市の中から地方に分散をする場合には圧縮記帳制度をある一定期間認めるという制度を採用いたしました。そうすると、帳簿価格で百万円しかないものでも、いま売れば一億や十億にもなる、そうすれば、それを圧縮記帳をそのまま税法上は認めることによって、地方に出る新しい設備ができる、こういう制度を採用したのでありますが、そういうものだけでは分散がとて促進されないということ、今度は工業再配置、分散を主にした再配置をやつたのですが、究極の目的は、あなたがいま言う新しい適正配置を実現するための前提として再配置法案を出した、こういうことであるから、あなたが言つておる適正配置促進法でも私はいいと思ひます。

ただ、いま当面する問題は、太平洋ベルト地帯とか過度に集中しておるものから分散をして、これ以上ここには寄せない。これ以上寄せたら爆発してしまふ、こういう状態でございますから、そういう意味で再配置という名前を表に出した、こういうことでございまして、この法律を通していただいて、来年はこの法律の名前を適正配置といふようにして、予算を三千億ぐらいにしようといふことが望ましいことである、こう思ひます。

○岡田委員 大臣は時間がないようですから、大臣に対する質問は後に譲りたいと思ひますが、通産大臣も二十五年間議員として在職をいたしておるわけですから、あまり評論家的なものを言わないで、反省を込めて、もう少し謙虚にものを言つてもらいたいと思ひます。

そこで事務当局にこれから質問をいたしますが、せっかく各省からも出ておりますから、法律案の問題点を端的にこの機会に伺つておきたいと思ひます。

この工場分散の政策をとるにあつて、本法の第二条では、工業の過密傾向のある地域と過密地域というものは厳格に区別されていらないわけですが、したがつて、第二条で示している「移転促進地域」及び「誘導地域」、この二つの地域と、それ以外の三つの地域にわが国土が一応色分けされるわけですが、しかし移転促進地域の対象になるのはいわば首都圏、さらに中部、それに大阪・京都の一部、この三地点に限られる、このように実は説明を受けておるわけです。しかし、すでに過密傾向のある地域を度外視しておつたのでは、この法の精神というものも生きてこないのではないかと、このように私も判断せざるを得ないわけですが、したがつて、この三ブロック方式を、私はむしろこの際、四ブロック方式に改めるべきではないか。すなわち、移転促進地域及び過密傾向のある規制地域、さらに誘導地域、その他、こういう方向のほうが、より法の目ざす精神になつた方向ではなからうか、このように実は考えるわけですが、そういう点については検討されたのか、されてないのか。

また、すでに本法が国会に提案をされたということで、水島地域とか北九州とか、県は非常に小さいところがございますけれども、ここから工場の移転をぜひしてほしい、こういう要望がそれぞれの地方から来ているわけです。たとえば兵庫県なんかは代表的なものであります。そう判断いたしますと、やはりこの過密傾向にある地域は、当然規制

をしなければならぬのではない。一歩進めれば、いま工場立地の調査等に関する法律がございすけれども、これは一応届け出をすればいいことにとどまっています。しかし、イギリスではすでに、御承知のように地方雇用法を制定し、フランスでは工業配置法というものが制定されている。これに対して、日本の通産省の中でも、こういう法律をつくっているから経済の成長が非常にうまくいんだ、むしろそれが足かせになっていて、この批判をした者もおられますけれども、私は、結局再開発をする、しなければならぬという今日の段階を考えれば、あながちそういう議論というものは当てはまらないのではないかと思っています。そういう意味で、せっかく本法を制定するのでありますから、むしろそういう意味で、過密傾向にすである地域は当然規制対象にすべきだ。そういう積極的な面を示していかなければ、本法の目的を達成することはできないのではないかと思っています。この点について、立法にあたってこれらについてどういう検討をなされてこういう成案を得たのか、ひとつ承っておきたいと思ひます。

○本田政府委員 お答えいたします。

御指摘のように、過密になる傾向を持つておる地域につきましては今後新増設等の抑制を考へるべきではないかという点でございますが、われわれとしても、その点につきましては一応検討いたしました。この方法といたしましては、一つは立地を制限するという直接的な方法と、もう一つは企業等に税金を課することによりまして調整をする方法とがあると思ひます。許可制につきましても、これはいろいろむずかしい問題もございすので、現実問題としてもいろいろ問題がございすので、われわれといたしましては、一応税金を課するという方法によりましてこれを調整することを検討いたしまして、本年四月に期限の来る法人税の付加税について、これが期限満了によって廃止される場合には、過密傾向にある地域の新増設工場について税を課することによって抑制する

ことを検討いたしましたのでございすますが、御案内のとおり、二カ年延長することにも相なりましたので、今向はこれを見送った次第でございす。ただ、御指摘のように、過密傾向にある地域の新増設についてこれを抑制することについて検討が必要であるという問題意識を持っておりまして、今後も税の賦課問題について引き続き検討いたしたい。そうして、その際に、御指摘のような現在の三つの地域分けの考え方を四つの地域分けの考え方にするという考え方をあわせ検討する考え方を持っております次第でございす。

○岡田委員 しかし通産省の資料等を見ますと、過密地域から工場を他の地域に分散する、こういう実績はさまざまあるわけではあります。しかしほとんどが——もちろん特定のものは遠くの地域に分散したのもありますが、普通の場合は、その地域の周辺の地域に分散をしている。それはさらに過密化して、さらにそこからまた分散しなければならぬ。こういう傾向が、特にいま首都圏の場合には顕著にあらわれているわけではあります。そういうままでの流れから見ても、結局過密地域と過密傾向にある地域、こういうものを規制してむしろ遠距離に分散をする、すなわち誘導地域に分散をしていく、こういう積極的な姿勢があつてい

いのじゃないか。それと、過密傾向にあるところには過密地域に準じて工場の立地は規制をする。特に業種によつて、これは立地としていいというものもあるでしょうし、それから業種としては、やはりこれは規制をしなければならぬというところもあるわけでしょうから、そういう点は一定基準をきめて規制をするということとしては私は本法の目的は達成されたいと思ひます。そのことは、いままで通産の出している資料を見ても明らかではないかと判断するわけです。ですから、もちろん税金の問題もあるでしょうけれども、首都圏の場合は厳格な規制が行なわれている。新増設について、あるいはまた床面積についてそれぞれきびしい規制があるわけですから、当然今度指定される中部や大阪の場合も首都圏と同様な規制をすることになるのではないかと思ひます。あるいはまたそういう規制をするとなれば、過密傾向にある地域についても当然それに準じた規制をする。それをやはり立法上明確にこの際すべきではないかと思ひます。単に税制によつて、過密地域や過密傾向にある地域の工場に外形付加税を賦課するというだけでは問題は解決されないのではないかと。むしろ積極的な法律によつて規制をすべきではないかというのが私の意見でありますけれども、もう一度その点——どうもいまの局長の答弁では、そういうことは税制の面で、付加税の問題で検討したという程度の答弁であります。私は、むしろ法律的に規制すべきだ、こういう意見を持っておりますわけでありまして、この点、もう一度答弁をしていただきたいと思ひます。

○本田政府委員 許可制の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、実際に許可の地域をどう線を引き、どこまで拡張するかという点につきましてもいろいろ問題があるように存じます。そういう意味で、われわれとしては税制による抑制策というのが効果的だということに判断いたしましたのでありますが、さきのような事情で一応見送つて再検討するということにいたしました。しかし誘導地域に工場立地を促進する必要はきわめて重要でございすので、これに對しましては、同地造成に對する利子補助あるいは地方自治体に對する補助金の交付、あるいは移転するものにつきましても移転企業に對する補助金の交付というように、従来にならぬ誘導策を講じまして、御指摘のように周辺地区への移転でなく、誘導地域へ距離を延ばして移転するということの誘導策を考えた次第でございす。御指摘の点につきましては、先ほどのような事情で今回見送っておりますが、この点についてはさらに実効ある方法を検討したいということでございます。

○岡田委員 問題点としてこの点は残しておきたいと思ひます。次に、これだけの立法をするにあつて、それ

ぞれの地域でいま工業団地というものを、地方自治団体やあるいはまたそれに準ずる公社等によって行なわれる。大規模の場合は第三セクター方式で大規模の工業基地が造成される。私は、少なくともここまで立法するにあつては、工業団地、工業基地と名前のつくものは、すべて施行にあつて、通産大臣なら通産大臣、関係の大臣を含めて認可をしなければ工業団地というものは造成できないんだというくらい積極的な姿勢を示してもいいのではないかと思ひます。たとえば、工特法の場合でも法律でいろいろ規制をいたしておりますけれども、工業用水道なんかについてはちゃんと法律の条文に書いてある。水を使えば当然排水されるわけですよ。下水道についてはこの法律案は全然触れていないわけですよ。ですから法律案自体も今日の情勢に適応しない面が——すでに立法されておる法律の中にもあるわけですね。だから、私はそういう意味において、一切を含めてとにかく工業団地という名前をつけてこれを造成する、こういう場合には宅地と同じように、工業を配置されるわけですから、工業団地ですから、当然そういう意味ではこれは一定の基準を設けて認可制にすべきではないか、そういう姿勢をもこの中に織り込んでしまつてからそこに工場を配置される。いや、それが公害であれば、特定施設の届け出があるから、ここに基準に合うかどうか、こういう検討ができるからいいんだというのではなくして、これから工業団地が造成される場合には、工業団地そのものがやはり一つの一定基準に基づいてつくられなければならない。そしてその配置は、当然環境等を考慮しなければならぬ。それから、そういう意味において認可を受けなければならないというくらい積極的なところまで姿勢を進めていかないと、この法律は生きてこないのではないかと。今度の法律案で、内陸に中核工業団地をつくる、それは県の委託を受けてつくるといふふうになつておりますけれども、その場合は当然一定の基準に基づいて団地が国の手につく

られるわけですから、整備をされるのだと思えますけれども、それ以外の工業団地の場合にも現段階までくればこれを規制する、認可制にする、許可制にする。そうして工業用水から下水道に至るまで、やはり一定の基準に基づいて団地がつくられなければならない。人間が住むところと工場を配置する地域が調和あるような指導されなければならぬという姿勢が確立されないで、単にこれだけの法律をつくっても、法の精神は全うすることができないと思うのでございますけれども、この点については何らか立法に当たって検討されたのか、それともこの点については何らか別に行政指導で考えているのか、承っておきたいと思うわけですが。

○本田政府委員 お答えいたします。

工業団地の造成に際しましては、環境との調和をはかる必要がある、あるいは安全の確保を考へるべきであるとし、また周辺の土地利用との調整が必要でございましょうし、あるいは関連施設の整備が必要であるという点から、その点を確保する必要があるということが御指摘であろうと思ひますが、その点はまことにそのとおりであるかと存じます。ただ、工業団地の造成につきまは、現在都市計画法が適用されておるような地域につきまは都市計画法によりまして開発行為が許可制になっておりまして、そして都市再開発法の精神からまいりますと、いま申し上げましたような点を考慮して許可が行なわれるという体制でございまして、臨海地域では公有水面埋立法によりまして免許制がございまして、この免許の段階におきましても同様の配慮に基づく調整が行なわれております。また農村地域におきましては、農村地域工業導入促進法によりまして、工業導入実施計画を道県または市町村が行なうということになっておりまして、地方公共団体としては、当然御指摘のような配慮に基づく計画によりまして団地を造成する。産炭地域振興事業団が行なっておる団地造成も同様の配慮をもって行なわれておるといふような現状でございまして、これら

諸制度を運用されてまいりますならば御指摘のような効果が確保できるというふうに考えておるわけでございます。また、新たに認可制を取り入れるということによつて、まあ二重の規制というふうな形にも相なりますので、われわれとしては現行制度の適正な運用ということによつて御指摘のような問題点を整備して、必要なる団地の要件を十分確保できるように考えておる次第でございまして。

○岡田委員 いま答弁がありましたけれども、実際は、われわれが工業団地の視察等に行きますと、もちろんある程度整備をされておるものもありまけれども、工場と住宅が雑居しておたり、あるいはその団地内の施設の設備が、これが工業団地かと思われるようなものややはりたくさんあるわけですよ。そういう実態論の中から、やはり工業団地と名のつくものはこれを総合的に把握をして、初めから一定基準に基づいて整備をしていく。いままでの場合には安上がりでやってきたわけですからやむを得ぬとしても、これからの場合にはやはり少なくとも再開発の必要のない団地整備をするというふうな姿勢でなければいかぬではないか、この点も時間がなから問題点として残しておきたいと思ひます。

次に自治省にお伺ひいたしたのでありますけれども、たとえば、いま産炭地域振興臨時措置法に基づいて事業団が団地を造成をする、ここに行く企業については三カ年間の固定資産税の減税補てん措置をとるといふ制度があるわけですが、そして今度の法案の場合にも同様の趣旨のものが盛り込まれておるわけですが、大抵新産法であろうが、いずれの立法の場合も、大体そこに進出する企業については三カ年間の固定資産税の減税補てんの優遇措置をとるといふことになっておるわけですが、しかし私は、少なくとも工業の再配置、分散をする場合にはもう一歩進んで優遇措置をとっていいのではないか。しかし地方財源から見ればこれはワクの中のものでありまから、当然財源が減るといふ意

味になるわけですが。しかし先ほども答弁がありましたように、たとえば地方自治団体では、いま事務事業税を課する、こういうふうな要望、意見等もすでに、それぞれの自治体からも出ておりますし、あるいはまたそれと別途な外形付加税を課して、それで財源を確保するということも検討されておるわけですから、この立法にあたつて、地方財源についてそういう新しい付加税から財源の補てん措置がとられれば、ある程度思い切つた優遇措置をとっていいのではないかと。なぜそう申すかということは、やはり産炭地の団地を見まして、団地は造成されたけれども企業の配置がなかなか思うようにいかないという地点も非常に多いのであります。特に内陸型の場合にはそういう傾向が非常に強いわけですが、そういう一連のいままでの経過にかんがみて、今度の立法をほんとうに実効あるものにしていくという意味で、その間の措置をとることが必要ではないか。しかし財源については、いま申し上げましたように、新しい付加税、これを分配することによつてある程度補てんされれば問題はないのではないかと、私はそこまで考えながら質問をいたすわけでありまが、この点について見解を承つておきたいと思ひます。

○佐々木(喜)政府委員 この法案の立案にあたりまして固定資産税の軽減措置についての要望がございました。私もいろいろ検討したわけでございます。

まずこの固定資産税の軽減措置がいわば誘導地域の市町村において行なわれる。この誘導地域の場合には現在各種の地域立法がございまして、したがつて、この各種の地域立法における地方税の軽減措置との均衡という問題が一つあったわけでございます。それからこの軽減期間をどれだけにするかという問題があったわけでございますけれども、現在私どもが固定資産税で対象にしておりまは十一一年になつておるわけでありまが、そういうことと、たとえば二十五年度の軽減措置ということ

になりますと、工場が新設されてなお資産が再度更新されてもまた軽減対象になつておるといふような、税制の運営上も非常に問題がある。そういう意味におきましては、やはりその軽減期間というもののについては一定の限界があるというふうに考えたわけでございます。さらにまた、長期間にわたつて交付税で補てんをするということにつきまは、やはり交付税制度自体が、一般財源措置として考えられておるものについて特定財源化するというふうな非常な交付税上の問題がありまが、そういうことから考えまして、固定資産税の減免に対しまして交付税の補てん措置をするならば、やはり他の地域立法との関係において三年というものが一つの限界であらうというふうに考えたわけでありまが、ただ、これはやはり地方財政のワクの中での措置がこの程度だということでございます。また、いま御指摘のように国がそれに対応する財源措置を講ずるという場合におきましては、また別な観点からその軽減期間というもののについては検討する必要があるだろうというふうに考えておりますけれども、その際にも、先ほど申しましたように税制としての問題もあるわけでございます。一定の限界はあるだろうというふうに考えておるわけでございますが、なおこれは税制だけの問題ではございせんので、やはり誘導地域におきまして、こういう企業が立地をするということになりますと、いろいろな財政上の問題が出てまいります。そういう措置についてどういうふうに対策を講ずるかという点も、またこの法律におきましては未解決の問題になつておるといふふうに私もは考えております。

○岡田委員 この問題について、大蔵省からも出ておりますから、伺つておきたいのであります。が、いま私が質問しましたように、本法の目ざす方向というものをより実効あるものにするためには、大蔵大臣は、外形付加税については検討に値する意見であるということでも十分検討していきたいということをするに本会議で述べられておるわけですが、したがつて、税制財政両方相まって進め

てまいらなければなりません。自治省としては単にこの固定資産税の減免を延長しない、もう少し延ばさないといつても、財源との問題もありまじし、税制上の問題もあります。特に財源の問題がある。ですから、外形付加税を課税する場合に、単にこれを国が特定財源として保留するのではなくして、地方財源の減収分については当然これはその面できらに補てんをしてやる、その中で、地方交付税等でそれぞれ適正に配分されるという方向がとられていいのではないかと。もちろんそれは大体年間の一応の計画に見合う金額、こういうものを想定すればいいのではないかと思ふわけですが。そして、それ以上余った金額については国が収納するという、税制と財政両面相まって進めることによって、この法律はより実効をあげ得るのではないかと。せつかく過密地域あるいは規制すべき地域についても、もし外形課税が賦課される、こういう場合には、そういう態度でこれを受けとめていいのではないかと、こういう意見を私は持つておるわけですが。極端に言えば、どれだけ財源になるかという問題もありますけれども、当初基本的原則としては折半主義、半分は国が収納し、半分は地方財源にこれを補てんする、というような原則的な考え方で対処し、この法律の実効ある方法を目ざすべきではないか、こういう意見を持つておるわけですが、財務当局の見解を承おつておきたいと思ひます。

○山内説明員 いまの御質問の御趣旨は、法人税について何らかの形で付加税を取ることによつて過密地帯に立地をしておる法人に対して課税を重課をしたらどうかという御趣旨であらうかと存じますけれども、御承知のとおり法人税の課税標準は所得ということになっておるわけですが、その所得を構成いたしますのは、確かに御指摘のように過密地帯に立地することによつてこうむる利便といふこともかなりのウェイトを占めておると思ひますけれども、それ以外に、たとえば新市場の開闢の努力でありますとか、あるいは新しい技術の開発の努力でありますとか、そういう立地と

は関係なしにそれぞれの企業における企業努力といふものが大幅に反映しているといふこともいふべき点であるかと思ひます。したがって、法人の所得の中からこれを区分をして取り出して、どの部分が過密地帯に立地をすることに伴う利便であるかといふことを分けまことは、これは事実上非常に困難であるといふことは申し上げられるかと思ひます。したがって、過密地帯に立地をしたことに伴う利便を一応所得の形で概括的につかまえて、それに対して課税を強化したらどうかといふことにならうかと思ふのでありますけれども、この点につきましても、先ほど申しましたように、所得を構成します要因といたしましてはいろいろ複雑なものがからみ合つておりますので、直ちに所得の額がそのままパラレルに過密の利便といふふうにもなかなかまいりかねるであらうと思ひますので、そういうふうな観点から過密地帯に立地しております法人についての法人税なしはそれを基準といたしまして付加税といふものをとりたて別の法人と区分けをして課税をする、ないしは重課をするといふことは非常にむづかしいといふふうにならうかは考へております。

ただ一般論として申し上げますと、法人に対する法人税率そのものにつきましても、なおわれわれといたしましても現状のままでいいのかわるか。先ほど御議論にも出ましたが、一・七五%の加重を行つておりますけれども、それを行ないましてもなおかつその程度の水準ではたして十分であるかどうかという点はいろいろ議論の余地があるところでございます。われわれとしても今後さらに検討を進めてまいりたいと思ひますが、そういうふうなことでもし法人税率を若干引き上げるものが可能だといふことに相なりますれば、そのうちの相当部分は地方交付税という形で地方財源の充実に役立つかといふことになりまして、私どももいたしましては、問題の根本的な解決はそちらのほうにあるのではないかといふふうに現在考へておる次第でございます。

○岡田委員 時間がきょう十二時で終わるということで飛び飛びになるので、いまの問題も検討中で、いつまで検討されるのか、私どもは、本法律案の審議の過程において何らかのめどといふものはつかないだろうか、こういう意思を持つて質問しておりますことをこの機会に明らかにしておきたいと思ひます。

それとも一つ、大蔵省に聞いておきたいのですが、現在公社、公団、事業団それぞれあるわけでありまじけれども、今度、工業再配置・産業地域振興公団と、こうなるわけですが、したがって、従来の事業団ですと、理事長というものがおりまして、それぞれ副理事長、理事が配置をされておる。公団になると、総裁、副総裁二名配置をされる、そして理事が配置をされるというところに変わつておるわけですが、したがって、公団職員、総裁以下職員を含めての待遇問題については、事業団と公団の場合には差があるわけですが、これは御承知かと思ひます。したがって、本法が通過をし、十月から産業地域振興事業団が今度新しく公団になる場合には、あらゆる給与条件といふものが当然公団並みに十月一日から改善されると理解されるのが当然かと思ひますけれども、この点財務当局としてはどういふ見解を持たれておるか、この機会に承つておきたいと思ひます。

○徳田説明員 お答えいたします。職員の給与の問題は実は私の主管ではございません。これは給与課長の主管でございます。あるいは若干それにお答えになるかもしれません。が、ただいま先生御指摘のとおり、今度発足を予定されております公団は、総裁のもとに副総裁が二名おりまして、これはこの程度の規模の公団としては非常に異例なことでございます。副総裁二人といふことは、それそれが工業再配置、産業地域振興を専担いたされまして、仕事としても画然と区分をする。したがって、従来の産業地域振興事業団の仕事がそのまま片方では受け継ぐ、こういう形になつておるわけでございます。したがって、仕事はほぼ同一内容でございます。

すので、その点の給与をどのようにするかといふことは非常に大きな問題でございます。これは発足は十月と予定されておりますので、その間にこれから検討してまいる、そういう段階であると考へられます。

○岡田委員 この点も明確にならないで、この二法に対して私どもは態度を決定することはできないと思ふのであります。したがって、本法が採決されるまでの間に明らかにされるべきだ、こういう見解を持つておりますことをこの機会に明らかにしておきたいと思ひます。

きょう予定が何か理事会で狂ひまして、十二時でやめろ、こういうことありますから、各省から来ておりますけれども、この程度できょうはとめておきます。

○嶋田委員長 午後二時再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後二時九分再開

○嶋田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続行いたします。橋口隆君。

○橋口委員 本委員会に提案をされております工業再配置促進法案について、若干質問を試みたいと思ひます。

工業再配置の問題は、わが国においては最近非常に大きな課題となつてまいりました。特に工業化が日本列島の中では太平洋沿岸に集中をする、また都市の周辺に位置するといふことから、非常に過密状態を呈してきて、それより出る弊害が非常に大きくなつてきたことは言うまでもないところでありまじ。また、これに関連をしまして公害の問題が非常にやかましくなりまして、そのためにどうしても既成の大工業地帯から地方へ分散をしなければならぬといふことが、もうすでに一般の世論になりつつあるのは言うまでもないところでございます。

また新全線におきましてもそういう趣旨をうたつて、いままでその実現を主張してきたわけですが、通産省としても、たびたびこれについては法案あるいは計画を準備しながら、なかなかそれが実行に移されなかつたのでございますが、今回田中逋産大臣の御就任によつてこれを取り上げて、強力に推進されて、この法案の提案を見るに至りましたことは、まことに御同慶にたえないところでございまして、通産大臣の御尽力に對して心から敬意を表する次第でございます。

つきましては、この問題につきましてひとつお伺いしたいと思ひますが、まず初めに事務当局に伺ひますが、この法案は、既成の移転促進地域から誘導地域へ工場を移すというわけでありまして、これは大体どのくらいの地点を想定をされておるか。まずその概要を御説明いたして、それからなお、これに要する工場用地を一体何万ヘクタールぐらゐ過密地帯から移転をするのであるか、そういう点についての概要を御説明を願ひたいと思ひます。

○本田政府委員 お答えいたします。
この法律で、工業の集積度が高く移転を必要とする地域として、移転促進地域というものを政令で定めるといふことに相なつております。それから、工業の集積度が低く人口も減少しておるといふことで、工場の移転あるいは当該地域の工場の新増設を必要とする地域、これを誘導地域ということにいたしてあります。この誘導地域についても政令で定めるといふことに相なつております。全国的な平均を前提にして考慮いたしますと、移転促進地域として考えられますのは、首都圏の既成市街区域、近畿圏のやはり既成の都市区域等が該当すると存じます。

北、北陸それから長野、山梨、山陰、四国、九州の諸県が誘導地域に該当するであらうといふふうにご考へておる次第でございまして、これに隣接する市町村について、第二号の規定によりまして、ある程度の市町村がこれに該当するであらうといふふうにご考へます。

○橋口委員 非常に大きな規模の再開発が行なわれるわけでありまして、その点で一番問題になりますのは、移転促進地域から工場を分散をさせる場合、これに對しては、今度の法案でもあるいは予算でも、企業に對して補助金をやるなりあるいは公団によるあと地買ひ上げ、融資等の措置を考へていられるようでありまして、それだけではたして工場は移転するかどうかかなり問題であらうかと思ひます。どうしても私は、もつと企業を移転させるために強力な措置を講ずべきではないかと思ひます。それはたとえば過密税とかあるいは公害税というふうなもの、あるいは公共事業を利用するための賦課金とかいふような、そういう制度を新たに創設をいたしまして、そしてこれを強力に推進をすることが必要ではないか。この法案でその一番大事な点がちよつと欠けていられるように思ひますが、この点について大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○田中逋産大臣 理想的には御指摘のとおりだと思います。しかし急速にそこまで手をつけるということについては慎重を期したわけでありまして、それはやはりこの法律の提案によつて、より合理的にするためにはどうしなければならぬかといふことは、世論の形成ができてまいりますから、そういう事態においてだんだんといふ御指摘ありましたような制度が附加される。これはいままでは東京とか大阪とか県庁の所在地とかいふものに産業が集中するメリットがあつたわけでありまして、これは生産と消費が直結をしておるといふこともさうでありますし、いろいろメリットがあつたわけですが、ですから、大きな都市に集中をしておるにはそれだけのメリットがありますから、今度は逆傾斜をつけなければならぬ。これからまた誘

導しなければならぬ地域に對しては補助金を交付する、税の減免を行なうことにしなければならぬと考へて、それから分散をはからなければならぬ過密地域に對しては、税が高い、また港を使い道路を使うにしても有料になるというふうなこと、分散をするメリットといふものが明確に存在をするようにしなければ誘導政策にはならない。だからあなたがいま指摘されるのは、誘導政策をとると同時に、過密地帯には禁止政策をあわせて行なう。全くそのとおりなんです、だんだん付加されるということ御理解をいただきましたと思ひます。

○橋口委員 これはいま大臣のお話のとおり、だんだん整備していただけて、完全にこれが実現のできるように、ひとつ御推進をいただきたいと思ひます。

そこでもう一つ、これは企業局長に伺ひますが、これからの工場用地ですね。五年ないし十年と日本経済がどんどん伸びていくわけですが、目標年度昭和六十年に一体日本では新しくどのくらいの工場用地を必要とされるか。その推算ができておりますか。それを簡単に伺ひたい。

○本田政府委員 かりに鉱工業生産が年率一〇〇程度の増加があるといふことで、かつ産業構造におきましても資源消費型から知識集約型に移つていくといふような構造を一応頭に置きまして、四十五年におきまします工場用地は十三万ヘクタールでございまして、これが六十年では二十八万ヘクタール必要じゃないかといふ試算をいたしております。

○橋口委員 いまのお話によると、四十五年度で十三万ヘクタールのものが六十年では二十八万ヘクタールになる。そうすると、十五万ヘクタール、これから十二、三年の間にふえていく、こういうことになります。そうなた場合、一体どこにこれをめ込んだらいいの。この膨大な工場用地をどういふふうに移すのか。この膨大な工場用地をどういふふうに移すのか。これをひとつ逋産大臣にお伺ひしたいと思ひます。

○田中逋産大臣 日本の都市部の面積が大体総面積の二割ぐらゐでございまして。ですから、二割ぐらゐのところに人口が七〇〇以上集まつておるわけでございます。そのまゝ手を加えないでもってやるとどうなるかといふことであります。が、その場合は、この二割の地域を目ざして昭和六十年には八五割ぐらゐの人が集まるだらう、こういうことではありますから、これではもうそのまゝ自然に放置はできないわけでありまして、できないから計画的な配置を考えなければならぬといふことでございます。特にその中で問題になるのは、やはり二次産業でございます。ですから、東京、大阪、名古屋、福岡といふようなものが中心であつたものが、今度はそういう歴史的な地域だけではなしに、新しく大規模なものは、これは北海道にも苫小牧があり釧路の湿原地帯があり、下北が存在を、秋田湾があり、それから金沢には北潟がございますし、それから鳥取、島根には中海干拓がございます。これはずつと計算をしていくとあるわけですが、いまの有明干拓地もしかり、八代干拓地もしかり、鹿児島県の志布志湾もしかり、宿毛湾もしかり、橋湾もしかり、ずつとあるわけでありまして、これはもう大阪、東京、阪神、京浜に匹敵するような条件のところが十分存在いたします。こういうようなところが一つの大規模基地になるわけでございます。その他は内陸部に、二次産業の基地に転換できるところ、これはもうまだまだ十分可能であります。可能な地域が十分ございまして。

○橋口委員 そうしますと、いまのその立地点のうちで、一番これから期待をされ最も重要なものは、いまお話がありました大規模工業基地ではないかと思ひます。その大規模工業基地をどうするかといふことについて、今度のこの工業再配置促進法案ではどういふふうに移すのか。あるいは誘導地域として政令で定めることになるのか、それとも別個に新しい法案を採択する必要があるのか、その基本的な方針についてひとつ伺ひたいと思ひます。

○本田政府委員 お答えいたします。

油を備蓄しようというような問題は橋湾では問題がございまして、橋湾から少し位置を動かそうという事で県側も一つの地域を設けたようでございます。志布志も石油化学の基地としては全くいところでございまして、石油化学だけではなく、私はやはり日本が貿易の国であるということから考え、あらゆるものを全部海外から入れてこなければいかぬ、それを製品にして出さなければならぬという特性を考えますと、志布志の開発という事は理想的に開発をさるべきものだ。特に私も研究した過程でよくわかったのですが、明治から偉い人がたくさん出ておる鹿児島県でありながら、なぜ県民所得が低いのかというと、一次産業比率が高いということに基因をしておるわけでありまして。しかし今日になってみると、なぜ志布志湾や鹿児島湾を——まあ鹿児島湾は船もよくそうしておりますが、志布志湾のような天然の良港が残っておったということは、これからおくればせながら南九州というのを見ると、この志布志湾の開発がいかによって県民所得も工業生産量もぐんとふえるわけでありまして、そのためには全く合理的、効率的な開発を行なうということを進めなければならぬ、こう考えております。

○橋口委員 大臣のただいまの御意見にはわれわれ全く同感でございます。ほんとうに理想的な公害のない大工業基地をつくりたい、これをつくっていただきたい、こう切望する次第であります。

つきましては公害保安局長、ひとつ通産省の立場としては今後各地の大規模工業基地、そこに非常に公害に対する不安がある。地元民は政府からも県からもあまりPRされないで誤解をしている向きが非常に多いと思います。そういう点で、今回のようにたとえば石油コンビナートをつくった場合には、はたして人体には影響がない、いわゆる公害がないといえるかどうか、その点について見解を表明していただきたいと思ひます。

○久良知政府委員 最近の新しくつくります工業地帯におきまして、平均してみますと公害問題と

いうのはほとんどないわけでございますが、レベルが一般にぐつと下がってきますと、ときたまガスなり水なりで異変がありますとそれが非常に大きなニュースになる。これは昔の状態ですと全然問題にならないようなことがかえってニュースになるということが、私も、全体がよくなくなってございまして。たとえば鹿児島についてみましても、いわゆるときどきニュースになるわけでございますが、しさいに調べてみますと、これは公害問題として取り上げられる性格のものかどうかというような事件も何回かあったわけでございます。その原因も調べてみますと、たとえば操業の単純なミスであるとか、前からわかっておったのにたまたま企業のほうで若干の時期的な狂いがあつたというふうなことでございまして、私も工業地帯に對しましていわゆる総合事前調査というものをやりまして、地域地域の持つていきます工場なり業種によりまして将来どういふふうな汚染の結果になるのか、それが公害になるかどうかというこの予測をやっておるわけでございます。この予測の精度と申しますのも、最近の経験によりましてかなり進歩してまいりまして、たとえば近い例で申し上げますと、東京湾の富津地区でございますが、この開発計画につきましても、これは千葉県と共同してやつたわけでございますが、その結果というもののについては、これは県当局だけではなくて、やはりそこに進出を計画している企業にもかなり信頼をされております。先生御承知のように、あの地区の開発計画というもののについては、非常に大幅な変更が加えられたわけでございます。

そういうことでございまして、この陸奥湾それから志布志湾の問題、これから計画をし工業誘致をするという段階にあるわけでございますが、公害の予測に基づきまして合理的な立地なり計画をするならば、公害というほどの汚染は決して起こらない。これは私確信をいたしておるわけでございます。ただ、そのためにはやはり計画どおり

と申しますか、企業自身、業種の選択それから工場のレイアウトというふうなものについては、調査の結果というものをよく尊重していただきたいということ、それから操業にあたりまして万全の用意と申しますか、公害防止のための組織を整備する法律というものはことしの九月から発効するわけでございます。各工場ごとに管理組織というものがこれからでき上がっていくわけでございます。そういう組織によりまして運営ということによりまして、公害に結びつくような操業上のミスというものは将来なくしていきたい。そういうことによりまして新しい工業地帯の公害というものはなくし得るというふうに考えておるわけでございます。

○橋口委員 ただいまの御意見でわれわれ非常に安心しているわけですが、これから大規模工業基地を推進するにつきますと、各県がこの問題で非常に苦労しているところがございますから、通産省からも十分ひとつよく御指導いただくように、そして住民が十分納得できるようにひとつ御配慮をいただきたいと思ひます。

最後に、経企庁の政務次官にお伺いいたしますけれども、今度の工業再配置、また今後六十年を見越しまして、たいへんな工業立地が行なわれるわけでございまして、これはおそらく新全総の最大のプロジェクトになると思ひます。そういう意味で公害を起さない、過密状態が解消する、また自然を保護するというような、そういう条件をとらえて新全総の総点検をするというお話であります。これはぜひともやられる必要があると思ひます。その点についてどういふふうにお考えになるか。

それからまた、今度の法律によつて移転促進地域のそのあとには都市再開発の総合的な事業が必要だろと思ひます。またこの法案の第十条でもうたわれているところですが、道路とか水道とか港湾とか、そういうものを総合的に整備しなければならぬ、こういう規定が誘導地域にも規定をされております。そうなりますと、その誘導地域

における総合的な地域開発政策というものが必要だろと思ひますが、こういう点については今後どういふふうに進められるおつもりでございますか。それを念のためにひとつ伺つておきたいと思ひます。

○本部政府委員 ただいま田中大臣からもお答えがありましたように、たとえば大規模工業地域を建設する場合でも、いかにして自然環境を維持するか、また同時にいかにして豊かな環境をつくり上げていくかということが非常に望まれるわけでございます。同時にまた、地域住民の方々からそういう意見というものが非常に強く出ておることばわれわれもよく承知をいたしておるわけでございます。しかしいま申しましたように、国土の再利用ということとは非常に重要な使命を帯びておりますので、われわれはそうした点を十分考えまして、そして新全総もそういう精神に沿つて総点検しよういふことで準備を進めておるわけでございます。

○岡部政府委員 お答え申し上げます。あと地の開発、それから誘導地域の総合的な開発いわゆる地域開発の問題でございますが、まずあと地のほうの問題について申し上げますが、いわゆる過大都市と申しますか、そういうものの問題点を非常に含んでおります。したがつて過大都市の一つの泣きどころと申しますか、非常に困つておるのが新たな公共的な土地の取得の困難さでございます。したがつて、そういうあと地の利用、活用というものが非常に重要であるということになるわけでございます。

さらに誘導地域のほうで申しますれば、従来の開発、いわゆるどうも害を流していかぬという従来の開発方式というものの反省はわれわれも持つておるわけでございます。工業を誘致する、ところがその地域全般に對してのいわゆる町づくりであるとか社会資本の投資というものがおくれがちでございます。したがつて、そういうものを十分バランスをとつて、むしろそういうものを先行きみに整備しなければならぬということが

非常に重要な点になってくるかと存じます。したがって、そういうような考え方では、これからの地域開発を進めていくというのが企画庁としての考え方ではないかと存じます。

○橋口委員 それでは、最後に通産大臣にお願いしておきますが、この工業再配置の法案は、冒頭に申し上げたように国土改造が、一番のきめ手であるかと思えます。そういう意味で、大臣がこれからまっとうからこれに取り組んでいただくのは、われわれもほんとうに全面的な賛同を惜しまないところであります。これから大臣の行動力、政治力を発揮されて、これが完成をされて日本の国土がよりよくなりかえられますように、その御努力をお願いしまして私の質問を終わりたいと思います。

○嶋田委員長 次に、塩崎君。

○塩崎委員 もう時間がありませんので、大臣だけに御質問申し上げたいと思います。

いま橋口委員からお話がありましたように、この提案について私は田中大臣の御意図をたいへん多としますのでありますが、どうもいまお聞きしてありますと、ときどき田中大臣らしくないような御答弁があつてたいへん私も心配するわけです。私の抱いておる田中イメージというもののは、もう少し官僚的慎重さのない勇猛果敢、大胆な提案をされる大臣だというふうに考えておたわけでございます。しかも私も、いつも大臣が指摘されますところの地域開発その他の開発計画の実態を見ておりますと、どうも大臣がいま御答弁になつたんだんというふうなことは、大臣の御意図になつておるところの太平洋ベルト地帯の工業生産額が七割から五割になる、工場面積がいまの半分くらいになるというふうなことはとてもできそうもないと思うのです。それが証拠に、もう新産都市ができてから十年、わが愛媛にも新産都市の指定があつたのでございますが、さっぱりと企業も来ないし経済力も充実してない。これが愛媛県の実情でございます。しかし大臣はときどきわが選挙区に來まして、いかにも、あすに

も天国が来るようなことを言われる。わが良民は全くあすにも来るように信じておるのでありますけれども、このような法案だけではまだまあ非常に不十分だ。私はその理由が三つくらいあるのですが、大臣いかがですか、この法案の場合には、これを見ますと、まず第一に誘導の対象というものが民間企業だけに限られておる。政府の工場というものが一つも入ってはおらぬじゃないか、政府関係機関の工場も入ってはおらぬじゃないか、これが一つでございます。第二は、私はこの工場の再配置は一つの理由があると思うのでありますけれども、工場だけでは足りないと思うのです。ほんとうは経済力の分散をはかなければいかぬ。そうすると工場のほかには事務所もある、雇用人員もある。こゝまで考えるのが、将来総理をやられる田中大臣の大きな構想であつたはずだと思ふのです。どうもこのあたりに通産官僚の慎重さがある、あらわれておるような気がしてならない。第三は、ただいま橋口委員も御指摘をされましたが、財政上の仕組みでもどうもつけかたが悪い。もう少し田中式の大きな構想があつてしかるべきだ。それを早く直して、早く法律の中に織り込んで一挙にいったほうがいいというのは、過去の地域開発法の経過から見て明らかじゃないか。

そこで、私はおそろく田中大臣のことでございますから、総理大臣になつたらという取つておきだろふと思うのです。しかし私は、少なくともこの法案をひとつ来年くらいには、たとえ特定地域の過度経済力集中の排除法並びに経済力分散法とか国土開発法とかいうような大きな田中式の法案に直される、そしていま私が申し上げました三つの観点、まず企業、それから経済力、そして財政上の措置を大きく取り入れて、ひとつ勇敢に田中ラッパを吹いていかれる気持ちがあるかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○田中事務大臣 理想を実現するということが、これは一つあります。それからもう一つは、これは排除のために真にやむを得ない、どうしてもやらなければならないのだ、理想とは遠くてもは

うつておくわけにはいかぬのだということもありま。理想はあるのです。これは自民党の都市政策大綱の名において国土の改造というものが明らかにされております。この方向に沿つて国土総合開発というものが具体的に一つずつ立法になつておるのです。この立法が本四架橋公団法になつた。第二は新幹線建設促進法になつた。第三は自動車トン税法にちゃんとなつてきておるのです。これはもうきちんと一つずつできたのでしう。なぜかという、一ぺんにやるには――明治から百年間ずっと集中のメリットを追求してきたものを、デメリットとメリットがちょうど明治百年でもつてパアになつて、これからは集中をしないと、どんなに国民総生産が拡大をしてもそれは名目成長になつてしまふ。なぜならば、東京と大阪、名古屋の経済を維持していくだけでも、生産拡大面を全部公共投資に回しても社会資本比率は拡大しない、バランスがとれない、だんだんと開いていくということでありま。それは、全国で鉄道がキロ当たり単線が三億五千万円でできるものが、東京の地下鉄はキロ当たり百億かかるというものを例に出せばもういうまでもないことである。しかも全国で道路事業費の三〇％ないし五〇％が用地買収費であるにもかかわらず、過密地帯における、いうなれば東京、大阪を例にとると街路事業費の九四％までが用地買収費である。一兆円の道路の費用を計上しても九千四百億は用地買収費である。しかもこの率はだんだん高まつていって、残地補償を行なえば、全事業費よりも用地買収費が上回る、こういう状態でありま。それから、これは、これから経済を絶対に拡大しないなら別であります、拡大を幾ばくかでもするといふことを前提に考えれば、どうしても全国土を利用するといふことを考える以外にない。水もしかり、労働力もしかり、これはもう千百万戸の住宅をつくり、それから九百七十万戸の住宅をつくる、関東地方に総人口の四〇％、四千五百万人の集中を是認して、住宅が余るはずはない。そういうような前提に立つて総合的な政策は出ており

ますが、なかなか発想の転換と一口で言ひまされども、全部転換をすることは非常にむずかしいわけでありま。だからそういう意味で、まずこゝとは百五十億という費用でスタートしたわけです。これは十月一日発足で半年です、平年度三百億。だからさき私はいまじくも言ったので、三百億を一つつけなければいかぬ。三千億でスタートすべきものなん、これは初年度三千億でスタートするとして、その三千億を前提にしていくなかであつたのです。私どもはそういう立案であつた。ところがそれには特定財源を必要とする。特定財源には御承知のとおり法人税の一・七五の千四百億、これを今年度引き伸ばすと千五百億になるわけ。特定財源千五百億に一般財源千五百億を加えると三千億ということ。スタートしたことは間違いないのです。予算要求はそういう要求をしてある。そういう思想でスタートしたものであります。ところが一・七五というものは、この経済情勢ではこれはどうにもならぬといふことでありま。この一・七五を除外してスタートをしたので、この十分の一になつたといふことであります。しかし私はこの制度をスタートしてまいりまして、先ほどからも御質問をしますが、やはり大規模のプロジェクトに対しては単独法が必要になると思ひます。それは八郎潟とかそれから豊川用水とか愛知用水とかいふものに對しても立法を必要とした。ですからそれよりもはるかに規模の大きいものを立法をしないでやつて、幾らか失敗しているのです。それは苫小牧である。それは鹿島であり水島であり、それは大分湾であり、もう一つは三重県の大津市なんです。これは少なくとも豊川用水式立法をしてスタートすれば、あんな過密の、それは明治百年間を五年間で集中したような姿のものは私にはできなかったと思ひます。そういう意味では志布志とかいまの橋とか陸奥湾にしても、立法を必要とする、こういうことを考えておりますが、こゝのスタートではそういう事態を想定しながらもスタートはできなかったといふのは財源の問

題が一つあったわけです。

もう一つの、誘導政策だけを先行させて——禁止政策というものはなかなかこれはのみにくいのです。それで自治省は逆に過密都市における事務所税を徴収しようという案がちょうど時を同じくしてあったのですが、どうも自治省の財源確保というものと、この新しい政策と混濁されることは非常によろしくないということで切り離してスタートをしたわけですから、これは方向としてはこれ以外にない。これが一年間もしスタートがなければそれだけロスも大きくなるし、公害も過密も一切のものが大きくなって積み重ねられていく。だから東京や大阪の改造を考へてもこれ以上に過密にならないということの歯どめをしない限りにおいては改造は不可能である。こういうこと

でありますから、やはりスタートは小さい。どうもふろしきにしてはばかに小さな、ハンカチのようなどというところは非常によくわかるのです。あなたの言うとおりに考へておるのですが、ほんとうにハンカチのようなふろしきをもっと大きなふろしきにしていただきたい。これはほんとうに、私はそれ以外に公害問題とか住宅問題とか地価の値上がり問題とかそういう問題に王手飛車の政策はない、これはほんとうにそういう立場から通産省は考へたのでございまして、とにかくこれをほんとうに大きなふろしきにしていただきたい。だからそういうふうには修正していただくならけっこうでございます。

○塩崎委員 田中大臣のふろしきは私もかねてからよく伺っておりますが、ハンカチになつてしまつたのがどうも通産官僚のせいだというふうには聞かえてならないわけでございます。

そこで、私がいま一つお答えをほしかったのは政府工場ですね。これをなぜ大臣の対象にしないか。私は工場だけでも不満だと思う。経済力の集中排除であるのに、大臣のふろしきの中には入っていないのかどうか。それはどうなんですか。

○田中大臣 これはもう当然入っております。入っておりますし、これは次々に出てくる問題だと思ふのです。これは学園都市をつくるというところでやっておりますも、もう四十二年からでございますから、まる五年たつてやつとでしよう。だから、大学の問題とか、それから産炭地のときに、なぜ東京のまん中に印刷工場を置かなければいかぬのだ。あなたも専門家でございすが、私もかつて大蔵大臣やりましたが、お互いにはつきり申し上げるのは、大阪のどまん中になぜ造幣局を置かなければならぬのか。あんな単純な仕事で、あれをなぜ産炭地へ持つていかないかというところは、私はやはり自民党政府としては追及されるべきことだと思ふのです。産炭地振興という法律をつくつておきながら、とにかく大阪のどまん中に貨幣工場を置く。だから、そういう意味では、かつて大蔵大臣の職にあつた私も、あなたもまた共同の責任があるわけでありま。

○塩崎委員 私責任があるわけでありま。

そこで、大臣のそのふろしきの中に、ほんとうに善意であるお気持ちから見ると政府の工場もここへ入れていいのだと言われるなら、なぜ法律に書かない。私は過去の議院政治の沿革から見ても、政府の行動を縛るのは——法律なくしてやる、政府がかつてにきめればいいじゃないかというやうなことできておりますが、これはおかしいじゃないかと思ふのです。ことに党人政治家といたしまして私のあこがれの的である田中大臣が、なぜ工場再配置法に政府関係の工場を対象として入れない。私は生まれかわらない限り党人政治家になれないので非常に残念であると思ふのですが、大臣どうなんですか。議院政治を確立するのに、工場はひとつこの法律の対象にして、法律で国民の前に明確にして議会で決定をする。そして工場なら工場として——私は工場だけじゃいかぬと思ふのです。しかしそれを全般的に見て、民間もこうするが政府もこうするといふように、法の前に政府も国民と企業と同じだといふふうにしたらいかがですか。

○田中大臣 それは第二段、第三段で当然考へなければならぬ問題であります。第一段目に

すべての方向だけをきめなければいかぬ。今日にして方向さえきめずばという気概でこの法律を出しておるのです。しかしこれは、万全なものにするには、いま言うように政府機関とかそういうものもまづ先にやらなければならぬと思ふので、それは首都圏の中における住宅地域の中から工場を追い出す。もう増力を禁止してあります。住居専用地区の中においてはモーターを使う工場などは禁止すべきです。そういうものから、地下水のくみ上げの禁止とか、だんだん禁止をしていくときに、これだけ公害論をやつておながら、受け入れの法律を政府が全然つくつておらない。これでは困るということで、今度は音は出しますが、黙つて受け入れの法律はつくつてあるのです。そうしないで、住居地域から全部工場は禁止する、こういうことをいまやる場合、禁止したものはどこへ行くのだという全く政治の責任を果たせない体制になつていくことは事実なんです。そうではなく、誘導できるような制度をスタートさせなければいかぬ。そしてこれができれば来年は過密地域における工場は禁止をする。何馬力以上の工場は禁止をするといふふうになるわけでありま。地下水は掘れない、水の供給はない、騒音は立てるな、公害は規制をするといふことになれば出ていくわけなんです。そういうものはやはりこの受け入れの法律を先行させておかなく、そういう規制が行なえないのです。これはあなたが言うように、追い出しも受け入れもむしろ一本の法律ですることが望ましい。ところがそれをあまりやりますと、いろいろな議論が出てきて、この国会では間に合わないようになつてしまふ。こういうことも考へながら、最小限度出さなければならぬ責任を果した、こういうことでありま。

○塩崎委員 私の質問にお答えになつていないやうなんです。政府の工場をまづ先に移転するやうなことをなぜ法律に書かないか。私は、いままでの法体系から見ても官公庁政治を助長するやうな仕組みだ、政府の關係機関なら政府がかつてにきめ

るから、法律の拘束を受けないからここに入れてないという考へ方があるのではないか、こういう質問をしだつたのです。それはまたあとで事務当局にお聞きすることにいたしまして、大臣、これはぜひともひとつ考へていただきたい点でございます。

そこで、第二の要素でございますが、経済力という問題、大臣は先ほど橋口委員に對しまして、集積の理由がメリット、デメリットがたゞさんある、よつてこれを一挙に剝奪するのはむづかしいというお話がございましたが、私はこんなやうになつてもやはり都市近郊に工場が出てくる。いま大臣御指摘の関東の内陸部、これはたいへんな人口増加で、もはや団地の造成を県が断わるやうな状況になつておることを考へると、やはり私は集積の最大の原因は、需要あるところに工場あり、こういうふうには思ふのです。そこで、いまこの工業再配置の中で、政府の工場ぐらゐり少なくともその消費地のそばからはずしていく。そしてわが愛媛に持つてきてもらつて、愛媛で物をつくるというやうなやり方をしたいでございます。それはひとつ——大臣がお約束していただいたからこれはもう確かだと思つております。できる。これはもうあすからできると私は思ひたい。

そこで、私はいま申しましたように、やはり需要が根本的な動機で、企業は私企業自由の原則であるがごとく需要のそばに寄る。そこで、大臣が実力大臣でどうにもなると思ふのですが、たとえば官庁が発注するもの、官庁の下請企業のものでも、私はぜひぶん調べてみました。東京、大阪の工場に発注している。たとえば具体的な例を申し上げますと、四国であれだけのたばこの生産をしておるが、たばこのケースの印刷は全部東京大阪でやる。なぜ大臣、四国の印刷所ではたばこの印刷をやらせないのか。これはしかし、大臣がきよう専売公社の總裁に向かつて、四国の松山の工場にひとつ発注しろと言へばすぐできると思ふのです。こういった事柄は検討すべきだと思ふの

ですが、なかなか大臣そう言っても、大臣がかわられたら通産省の威令が行なわれない。私はこの法律の中に、大臣、特に田中大臣のときにはそんなんですけれども、各省大臣に指示する力もあり権限もあるような法律を設けて、いまの大臣の御意図をほんとうに実現したかどうかなんです。

○田中閣内大臣 それはよくわかるのですし、そういう方向に行かなければならないのですが、本法と具体的な工場の性質とは混同しませんが、この法律はとにかく基本法であるという考え方でひとつ考えていただきたいと思います。それではこの法律が立法化されれば、国の意思はきまるわけですが、現実的には過密地帯における国の機関、国の出資に基づく機関、そういうものの工場はできるだけ地方へ移すという付随する法律ができてきます。これはもうそうしなければいけない。それは官需の発注先を中小企業にしようと同じように、そういうものをきめる。そうすれば私も言っておるように紙幣の工場とか、滝野川工場もそのとおりですが、大阪の造幣局もこれはほんとうに北海道でも九州でもいいのです。それで紙幣やたばこはあなたの言うとおりなんです。飛行機で専用機で運ばないのです。そうすることによって、もっとも合理的な新しい工場もできるし、そしてそのまわりには全部住宅も与えることができるのです。そういうことを全然しないのは、過密ということとどこかのよその馬がころんだような気持ちでおるから、政府自体がほんとうにこの過密の中におって、官の工場さえも動かさないということだと思ふのです。私はそういう意味で、これからは都会の中に存在することによって都民やいろいろな市民に迷惑をかけているというようなのはできるだけ遠くへ、そのため

にこそ新幹線九千キロを六十年までにやろう、そうすれば一時間で行かれるなら、何も東京に家をつくらなくてもいいじゃないか、宇都宮の先からでも通えるじゃないか、そのために新幹線の建設促進をやっておる、そういうことで

あつて、この工場の中に特定工場の名前、いわゆる予算をもつて行なう国立、公立というものを動かすということは、それは別に実体法として別なものをいろいろ考えていく。これは農林省でいうと、区画整理法、干拓法という一般的な法律じゃなくて、あとは特別なものは八郎潟開拓事業団法、それから豊川用水法というようにものでしぼっていったら、たんだんとこれに付加していったらいいと思います。

○塩崎委員 私は経済力の集中排除、分散をお願いしてあるわけで、その一つとして、需要は、もうできる限り遠隔のほうに持って行って供給してまかなうということをお願いしたわけでございませう。それを法律の中で明らかにしていただきたいと思います。そうして議会政治で、官僚政治じゃなくて議会政治で、法の前に私どもがひた伏すようになることをお願いしておるわけであります。

まだたくさんあるのですが、たまたま大臣が私の五倍ぐらいの答弁をされるものですから私の質問がほとんどできなくなりましたが、ただ一つ、財政上の問題について一つだけ伺いたいと思います。

先ほど大臣は、法律で付加税を千五百億円ばかり取つて、この裏打ちの財政援助の柱としたい、こういうお話がありました。私は確かに大臣の構想は賛成なんですけれども、私が考えるところ、利益に対する税金というのではなくて、つまり企業が大都市、過密都市におるならばコストが高いのだ、利益の裏の税じゃなくて、コストとして考えるような税の形で財源を取るといふほうが、付加税方式よりもはるかに説得力があるのではなからうか。しかも、単に工場というのではなくて、私は経済力分散の一つとして、従業員まで含めて、外形標準に基づくところの経済力排除税みたいなものをひとつ考えていただいて、特別会計でもつくっていただいて、そうしてこれを引き当てに公債でも起こして、ほんように大きな田中ラッパを打ち出していただきたいと思います。

そこで私は、いま大臣がみずから自治省の事務所税というお話がございましたが、私は事務所税というものは考えられる方式ではあるけれども、地方税で取ればまた大都市に還元される。つまり大都市においてはコストが高いのだという意識を植えつけさせて、また大都市に還元して、大都市のサービスがよくなったんでは田中構想と反する。これはしたがって、地方に還元するような、つまりわが愛媛県のようにまだまだ財源の貧弱なところにもひとつ配分するような仕組みを、私は自治省でもかまわない、それを大臣ひとつぜひとも考えていただいて、要するに大きな財政援助を、私の第三の柱でございませうが考えていただけたらどうか。来年中総理大臣のもとでやっていたらどうかという考えておるのですが、御答弁をお願いいたします。

○田中閣内大臣 これは千五百億程度になる一七五を特別財源にしたかったんです。しかし、それにはあなたが言ったように、そういうものよりもやはり禁止税制、都市における禁止税制で財源を確保して、特別会計にそれを積み立てて、そうしてそれを誘導税制に使う。これは一番合理的です。合理的ですが、都会から税金をとるとして、あなたがいま述べたように、そこへ地方税として還元するもので、まず制度をスタートさせてから合理的なものを考えていかないと、一ぺんではなかなか手間がとれてできないというところがあつたんです。それは今度の、私は大蔵省の相当反対を押し切つて議員立法したわけですが、ガソリン税を目的税にしたのです。もう一つは、御承知のとおり、一般の自動車の税を鉄道に振り向けるという自動車トランスの発案者であります。そういうことをなぜやりますかという、その第三は何かという、いまあなたの言っていることなんです。第三は、税の負担力のあるところから税を取つて、誘導税制の財源に使わなければならない道しか残つておらないのですが、それはよほど慎重にやらなければならない理想が達成せられない。そういう意味で私は、小さなことですが、

いまの地方税の中で発電所税とかそれから電気ガス税とか固定資産税の分配を変えたり、いまある税の総額を動かさないで、そういうことを、まあ小手先でございませうが、それは支持と理解を求めながら進めないと、政策がどんなにりっぱでも途中で妨害されて目の目を見なければ何にもならないのです。そういう意味で、税はあなたの言うとおりのことです。新しい特別財源が必ずできます。できなければこれは成功しない。ですから、特別会計もこれはスタートをしないけれども、来年は特別会計をスタートさせようという話し合いを大蔵省側として行なうわけです。大蔵省側には特別会計でもって予算要求をしておるのですから、これはもうちゃんとあなたの言うとおりの特別会計と特別財源と禁止税と誘導税、そこへもってきて金融上の優遇措置もあわせて行なつておる。そこへ二十五年度の固定資産税の免税、こういうのが原案でございましたから、だんだんこういう審議の過程でいって持っていくていただきたい、こういうことでございませう。

○塩崎委員 最後は一つお願いでございますが、私は田中イメーシからは官需の——だんだんということばですね、これがないうところがないと思つて、どうしてもひとつ勇敢な案を織り込んでいただきた。いろいろなところの抵抗は私はむしろ別なところに、むしろ官需の中にあるとすれば、これは残念なことでございますから、ひとつ大臣、大いにこの点を考えていただきた。と同時に、いまの工場を民間の工場だけに限定している問題、あるいはこれを拡大して官庁や政府の工場まで含める問題、あるいは経済力全般としての事務所あるいは雇用の問題、それからいまの財政措置の問題、これはひとつ法律修正といきたいのですけれども、何らかの形で将来残るようになつてこの委員会でも取り上げていただくことを委員長にお願いいたします。質問を終わりたいと思います。

○田中委員長 榎上君。

○榎上委員 大臣、たいへんお忙しいということばで、最後までもうええせんので、大臣に

質問するところだけちよいとかいつまんで御質問いたします。途中になりまして時間が参りましたが、私の質問も前質問者に重複する点が多々ある、こう思いますけれども、その点ひとつよろしく御回答願いたいと思います。

最初に、田中通産大臣はこの法案に対して非常に力を入れておられる。よくわかります。この法案の目的とするところ、大臣が一番ここだということをおっしゃると簡単に御説明願いたいと思います。

○田中国務大臣 一番むずかしい、一番ポイントの御質問でございますから申し上げますが、明治から百年の間、都市に人口が集中いたしました。いまして結果、過密の弊害というのが起こってまいりました。過密の弊害というのは、一つには水が足りない、地価の値上がり、それから住宅の不足、それから都市機能低下によってコストがだんだんとアップしてくるということでございます。もう一つは、これ以上都市に過度に集中をいたしますと、道路や交通をささえていくために膨大な国民的な投資が前提にならなければ都市機能は喪失してしまうということでございます。しかし、いまよりもっと工場生産力というものが上がっていかねばなりません。上がっていかねば、国民所得そのものも増大をしないわけでございます。国民所得を増大をせしめ、そして公害を除去をし、そして理想的な生活環境を確保し維持するためにはどうするかという、ただ便利であるということだけで、局限された小さな地域にすべてがひしめき合うというようなことになったらいへんである。また、特に東京都の防災会議の結論を見ますとおそろしいことが書いてございます。いま関東大震災と同じ規模の地震が東京を襲った場合どうなるか。東京下町のある区の生存可能率は三割以下であろう、下町は全部助からぬということが、現に公の機関で答申をする過程において数字が出ておるわけ

であります。にもかかわらず、憲法は自由だから集まってくるのは全部集めるべきである、そして昭和六十年には総人口の四〇％を関東地域に集めてもいいんだということは、これは政治が存在しないと言われているようなことと思うのです。だから水を、土地を、労働力ということを前提にしながら考えますと、全国総合開発という新しい考え方をもととして進めなければならぬということになります。そうすると東京や大阪や県庁の所在地がこれ以上混乱をするような大きなトラップや大きな荷物や、排煙脱硫をやるにしても公害のもとになるようなものは、これ以上集めないようにしなければいかぬ。集めないだけでは、いまの住宅地域の中にある工場はこれを出さないければならない。特に中小企業や産業人の意識調査をやってみると、ますますでも地方へ分散をしたい、政府が誘導政策をやってくれば直ちににもやりたいという者が過半数以上になっておるわけでありまして、ですから国全体の経済的な投資効率は面から考えましても、やはり二次産業の分散率の面から考えましても、これはこれからわれわれがいま考えておる安い水、公共料金を上げない、それから公害のない生活、自分の寝ておるところにダンプが飛び込むようなおそれがないというような環境をつくることはできなくなる。だから純経済ベースで考えるものと、もう一つは政治的に要請される面から、二次産業の全国平準化という言い方をしているわけです。これは言い直すと、工業の再配置、先ほど御質問がございましたが、工場の適正配置、私は理想的な姿は、究極は岡田さんが言ったように適正配置だと思っております。適正配置に行くまでの間の具体的な考え方としては、まずあるものを排除するということにならなければならぬ。これがこの法律を提案した真の目的であり、理由でございます。

○橋上委員 遠大な御構想を承ってまことに賛意を表するのでありますけれども、それじゃ、その誘導地域を指定するにあたって、そういったものを配分する誘導地域というものにしたその基準を

どこに置いて選ばれたかということをお述べいただきたい。

○田中国務大臣 三つくらい考えられておる。それはその府県全体の二次産業比率、二次産業工業比率というものを六十年までの間で大体同じレベルにしたいということでございます。ちょうどいまどうして沖縄の県民所得を上げるかということと同じ考え方でありまして、北海道地域の一次産業比率が高い。また長崎県とか佐賀県とか非常に高いのです。高いけれども、このままにしておけば、その人口は全部大阪や阪神や京浜に流れてきてしまつて過疎地帯になるわけでありまして、そういう意味で、まず二次産業比率を六十年度において平準化さそうということ。そこに水があるか、水はいまの三倍も工業用水に使うわけでありまして、水が一体得られるのか。土地があるか、一次産業の総合農政を続けていく限り、余剰労働力が出るわけでありまして、この余剰労働力を他に移さないで済むような状態で、就業場所を与えるということをお考えまして逆算をしているわけでございます。いまして、これはまだ理想的な姿でないと思つたのです。全く一応の一つの姿である。この中で誘導地域として文句のないところは、産炭地は文句ないと思つたのです。これは産炭地でもって炭鉱を閉山したのであるから、こゝはもう美瑛は八万人が四万人になつておる、四万人をこのままにすれば二万人になるのですから、二万人にしないために、これは三菱と一緒になつて工場を持つていく、誘導政策をやることによって、こゝは誘導地域の第一号に指定しようというのですから、これは私はだれが考えても異存はないと思つたのです。が、全国的に見た誘導地域というものは、必ずしも合理的であり、完全理想的であるかという、まだまだ検討すべきところがたくさんあると思つた。

○橋上委員 そこで、そういう点があると思つたけれども、道県のはかに、政令によつて近隣の市町村、これを指定することもできるようにしておる、こうなつておるのですが、その場合に公

平を欠かないように私は行なわれねばならないと思つたのですが、この点はどうなんでしょうか。

○田中国務大臣 公平を欠くということもありません。同時に、行政区画にそんなに与らるる必要はないと思つたのです。これは、考え方は鉄道、道路、それから舟運、航空というようなものを完備することによつて一つの経済圏、通える経済圏というものを理想図としてかこう。これは一つの例を申し上げます、人口八十万という、いまの山梨県が一つの姿でございます。山梨県だと、甲府に工場が存在すれば、山梨県内は全部一日で自分のところから甲府へ出て、自分のところへ夕方帰れるわけです。そして行動できる範囲というものが一つの経済圏だ、こういう考え方でありまして、東京というものが拡大していくと、行政区画として神奈川県も千葉も埼玉もあるわけですが、これは東京都が無制限に膨張するために、行政区画を越えて神奈川県や埼玉や千葉は迷惑を受けているわけですが、その逆に一つの経済圏というものが形成をされていく、合理的にそのような姿ができるとすれば、行政区画とは別に、不公平論というのはなくなつてくると思つたのです。全国どこにおつても同じ給料の職場があるということにもなるわけでございます。だから、そうじゃないと、これは例をあげてちよつとあれですが、いまの岩手県、青森県などをこのままにしておきますと、こういう政策を進めないと人口は半分になつてしまつたということにもなるわけです。しかし、こゝは水があり、むつ小川原の適地を持っており、法律さえうまく進めれば、人口は倍にもなるし、県外など出ないで済むわけでありまして、そういう条件下にありながら、政策的に完備しないために過疎地帯がどんどん出ているというようなことは避けなければならぬ。これは資源配分のために、全く別な考えをしなければならぬということをお考えながら、誘導地域というのをきめてお

○田中國務大臣　これはこれから横算しなければならぬ問題でございますし、各府県の状態、水の状態、それから各都道府県の実情、希望、それから誘致をしたい事業の内容、こういうものによつてみな違つてまいりますが、中核都市として考えられるのは一県一つ、五十カ所くらいはどのような考えなければいけないというような感じでございます。しかし二十五万というのは一つ一つの逆算数字でございます、これは二十万でいいののか、十五万しかできない場合もございます。これは背後地との関係によつて、また事業の内容によつて変わってくるわけですが、一県は一つくらいは考えられる。

それからもう一つの拠点というのは、これも一県に一つということも考えられますが、これは人口七、八十万、さつきちよつと申し上げた山梨県に一つくらいというのは、拠点に対して交通網を整備すれば、全部自分のうちから通つてくれる。自然の中に生まれ育ち、そこから職場に通ずるということが一つの理想図でございますので、選挙区の数とすると百二十五あるわけでありますが、百二十五が一体適当なのか、七十五が適当なのかという問題はこれから十分各県、各地方

谷とか、どうしても通えないところもあります。そういう地形、地勢上の制約もあります。水系別の制約もあります。港や河口のために規模が自然と大きくなるというところもございいます。そういう意味で画一、一律的にはまいらないと思いが、大ざっぱに言うといま申し上げたようなことを基本にして、これから計算をしていくということだと思ひます。

○樋上委員 あとお伺いするのですが、先ほど大臣に、政令要件に該当する市町村は誘導地域から除外されていくが、その要件を定めるに際しては人口のみにとらわれてはならない、工業集積面積、都市形成の沿革をよく考えた上で除外区域が定められるような措置をとって、実態に即応して行なうべきではないか、こういう点についてはどう考えていらっしゃるかといいところまでお伺いして、さてその続きをお伺いするのですが、移動する企業として全く心配なことは、移動した場合は、はたして現在の労働力を確保することができるかどうか、いわゆる誘導地域における雇用対策。あるいは労働力を確保できたとしても、その施設はどうか、それらに対する職業訓練等いろいろなことがあると思うのですが、これらに対してはどのような対策を持っていられるか。

○委員長退席 小宮山委員長代理着席

○本田政府委員 お答えいたします。御案内のとおり、誘導地域におきましては、総合的には労働力の需給が緩和されておる地域でございいますので、また農村が多い関係から、農村労働力を工業労働力に転用するということが期待できるわけにございいますので、労働力確保については比較的問題が少なからうというふうに考えるわけにございいます。しかしながら福利厚生施設等の労働環境が十分整備されない可能性もございいますので、今回の措置といたしまして、移転企業に対しては工業再配置促進補助金を交付することにしたしまして、そしてこれを福利厚生施設等あるいは環境施設の整備に用途を指定して使わせると

いうことで、労働環境の整備をはかりたいというふうに考えております。

また移転計画の認定の申請がございました際には労働省のほうに連絡をいたしまして、移転先での労働力の確保について労働省の御協力をお願いするという体制を整えることにいたしておるわけにございいます。

○樋上委員 移動したくても、あまりにも規模が小さ過ぎる中小零細企業の場合に對してどのような対策を立てられておるか。いわゆる大企業だったらそれは労働力確保という点もあり心配はなからう、こう思うのですけれども、はたして零細企業の移動、こういうことに対してどういう対策をお考えになっておるか。

○本田政府委員 工場の移転あるいは誘導地域におきまして企業の工場の新増設等につきましては、大企業も中小企業についても同様に考えてまいりたいというふうに考えておるわけにございいます。しかし、御指摘のように中小企業が遠隔地に移転するということにつきましては、取引先の確保あるいは資金力等の点で大企業に比べまして一そう困難な点があるかと存じます。しかしながら、最近では中小企業の場合におきましても集团的に移転するという動きも出てまいっておりますし、あるいは大企業の移転に伴いまして関連中小企業として移転するという動きも出てまいっておりますので、これらにつきましては中小企業の施策を通じて恩恵が受けられるように十分配慮いたしたいというふうに存するわけにございいます。なお、中小企業につきましては誘導地域以外のいわゆる中間地帯へ移転することもあるわけにございいます。これらにつきましては中小企業振興事業団の団地造成あるいは中小公庫の特別ワックによる融資等がございまして、中小企業の移転の促進の一つの助成の効果をあげる方法もあるわけにございいます。

○樋上委員 その助成の方法、いろいろな点についてよほど考慮した対策を練ってもらわなければ、ただ単なる構想だけ、理想論だけでは何にもならぬと私は思うのです。この点十分綿密な対策のもとにやっていかねばならぬ、こう思ひます。この点を十分考慮していただきたいと思ひます。また、移転促進地域について今度お伺いするのですけれども、移転促進地域の設定基準は一体どうなっているのかということ、何地域を指定するのですか、その点をお伺いするのです。

○本田政府委員 移転促進地域につきましては、大都市及びその周辺の地域で、しかも工業の集積が著しく高いことによりまして工場の移転をはかることが必要だという地域というふうな内容で政令で定めるところに相なっておりますが、具体的にはさしあたり首都圏の既成市街地それから近畿圏の既成都市区域が当面これに該当するといふふうに考えております。

○樋上委員 そうしますと、この対象地域以外の過密対策及び防止対策は一体どう考えていらっしゃるのですか。

○本田政府委員 いま申し上げました地域のさらにその外側の地域についてはどうかということであるかと思ひますし、その他のかなり工業の集積のしている地域についてどうか、こういうことであるかと存じます。この点につきましては、実は先ほどの大臣が答弁申し上げました付加税の賦課ということを考えました際に、その周辺地域について新増設をする場合には付加税を課するということによりまして抑制するということを考慮したわけにございいます。先ほど御答弁がございましたように、本年は本年の送りになったわけにございいますので、本年はその点についての措置をいたしております。引続き検討するということによりまして御指摘のような問題点の解決をはかりたいというふうに考えておる次第でございいます。

○樋上委員 それじや工場移転にかかわるいわゆる労働保障はどのように考えていらっしゃるのですか。

○本田政府委員 お答えいたします。誘導地域へ企業が工場を移転する場合には、できるだけ労働者の方々は移転地へ移動してもら

うということを原則的に考えたい。そのために誘導地域に工場を建設するにあたりましては、住居地域と工場地域とを分離しました住宅地域というものの建設も考慮しまして、労働者用住宅の確保をはかることを考えたいということを考えております。ただ、事情によりまして移転が困難だといふ方も出てくるかと存じます。これらにつきましては現在労働省のほうでいろいろの各種法律によりまして職業訓練その他による職業の転換といひます。これらにつきましての諸方策が講ぜられておりますが、これらを適用してまいりまして新たな職場をあっせんするというのを考えておるわけにございいます。労働省のほうのお考えにおきましては、移転促進地域におきまして労働需給の最近の状況からいいますと、これらの諸施策を講ずれば新しい職場のあっせんは十分可能であるといふふうに見えておるわけにございいます。

○樋上委員 本法律案の目的として、いわゆる過度に工業が集積している地域から工業集積の低い地域へ工場を移転し、国土の均衡ある発展と国民の福祉の向上に資する、こうあります。移転する企業にとつてみると、よほどの優遇処置を講じない限り移動するということはむずかしいんじゃないか、こういう点を私は考えておるのですが、この優遇処置ということについてはどうお考えになっておりますか。

○本田政府委員 お答えいたします。税制、金融の面で、さらに財政補助の面で優遇をすることを本法律案におきまして考えておる次第でございいます。

税制につきましては、企業が誘導地域へ移転するにつきましては、相当の期間を計画いたしました移転を完了するということにならうと思ひますので、移転に伴つて廃棄すべき資産につきましては加速償却の制度を導入することになっております。

それから移転しました先での税制といたしましては、先ほど御指摘がございました固定資産税の減免の措置を考えておるわけにございいます。

それから補助金といったしましては、移転する場合には移転先の地方公共団体と移転する企業に対しては補助金を交付するというところによりまして、しかもこれらの用途としましては環境の整備あるいは福利厚生施設の整備という用途を指定しまして、移転に伴う環境問題、公害防止問題の解決に資したい、こういうふう存じます。

それから移転に伴いまして、従来の制度で問題になっておりましたあの地の処理につきまして、提案しております新しい公団によりましてあと地につきまして八割を考へておりますが、試価額の八割を融資いたしまして、三年間たちましても処分できない場合には公団で買い取るということにいたしております。

また誘導地域におきまして、地方公共団体が団地を造成する場合には、利子補給金を交付いたしまして、できるだけ低廉な団地の造成をはかるということにいたしまして、これらの新しい優遇措置によりまして、誘導地域に移転することが御指摘のようなコスト高にならないように、資金的に行き詰まらないように配慮をいたしておる次第でございます。

○樋上委員 この法律の目的を遂行するためにも、企業が都市に立地していることによつて受ける集積の利益を何らかの形で国や地方公共団体に還元させる処置、たとえば公共施設、道路、鉄道、下水道等、この利用負担金の徴収等について私は考へる必要があると思ふのです。この点ははどうでしょうか。

○本田政府委員 この点につきましては、先ほど大臣から答弁いたしましたように、出ていくことにつきては、一応法人税の付加税ということによつて移転を促進する効果をねらつたわけでございますが、これは宿題として来年度以降に残つておるわけでございまして、引き続き検討いたしたいと思ひます。

それからもう一点は、集積の利益が誘導地域において利益を受けられる状態になることが必要であらうと思ひます。そのことが移転を促進する

有力な手段であらうと思ひますので、それらにつきましては、十条で「国及び地方公共団体は、誘導地域において道路、通信運輸施設、厚生施設、教育施設、職業訓練施設その他の施設の整備の促進に努めなければならない」ということで、誘導地域におきます各種の社会資本といふものをできるだけ早く整備いたしまして、受け入れ側の体制を整備するようにいたしたいということを十条で規定いたしておるわけでございます。

○樋上委員 この移転促進地域から今度は新立地を求めて移転するに際して、交通また労働力等の状況その他の便宜の面から、過密都市に比較的近い周辺地区に集中する傾向が強くなつてくるのじゃないだろうか。そこで再び同様の過密都市が起ることがあればどうか。したがつてまた、この移転促進地域でもなく誘導地域でもない地区への工業立地については何らかの調整措置が必要であると思ふのですが、この点はいかがでございましょう。

○本田政府委員 お答えいたします。御指摘のように、首都圏におきます工場場の制限に伴いまして、周辺地区に工場が移つたという点を御指摘いたしておるのと存じますが、この点につきましては、先ほど申し上げましたように、その周辺地区への移転ではなくて日本の外周部への移転を促進したいというのがこの法律のねらいでございます。また、そのために周辺部への移転につきましては、やはり税制による抑制といふものを考へたわけでございまして、これが今回の税制の改正では実現しなかつたということ宿題になつておるわけでございまして、一面各種施設の整備によりまして、地価も安く、労働力の確保も容易な誘導地域の社会資本整備を行なうことによりまして、誘導効果をあげてまいらうということによりまして、一足飛びに誘導地域のほうに移転を促進したいということ、それらの関連施設の整備を大いに進めたいという考へでおるわけでございますが、御指摘の問題点はわれわれも問題意識として持っております、引き続き検討させていただきます。

たいというふう存じております。

○樋上委員 これなんか重要な課題として考慮してもらわなければ、こういう傾向が起らないとも限らない、こう思ひます。起つてからその処置をどうな方式にやつていたのでは、これは所期の目的を達しない、こう思ひますので、いま申し上げておる点でございまして、この点は私も非常に心配しておる点でございまして、重要な課題として取り上げていただきたい、要望しておきます。

それから産業地域及び農村工業導入地域へのいわゆる工業立地の場合、誘導地域の中でも産業地域及び農村工業導入地域は特別の工業導入、企業誘致がはかられておるのでありますから、この地域への工業立地については特別優先的な配慮をすべきではないか、こう思ふのですが、いかがでございましょう。

○本田政府委員 御指摘のように産業地域並びに農村工業導入のための工業導入地区につきましては、特に法律でこれらの地域への導入を推進することは規定いたしておるわけでございます。ただ、この法律はマクロ的に企業を日本の外周部に立地することを推進するということでございますが、むしろいわばピッチャーの役をやつておるわけでございまして、産業地域振興法あるいは農村地域工業導入法は、工業、企業を受け入れるサイドの整備をはかつて、そうして適正な地域、団地等に企業の受け入れを行なうための整備を行なうことを規定しておるわけで、キャッチャーの役をいたしていただくわけでございまして、この両法律がそれぞれをねらいを生かしまして、企業の移転あるいは新規立地の推進と、それを受けるサイドの産業地域あるいは工業導入地区としての役割を十分考慮しまして、御指摘のように産業地あるいは工業導入地区に工業立地が推進されるようにいたしたいと思ひます。特に農工法の関連では、われわれとしましては、それらの地区への企業の進出につきましては認定制度がございまして、認定にあたりまして農工法との関連で、企業を受け入れる地区につきましては、当該地区で

あるというところを認定の要件にいたしたいということ、工業導入地区への企業の進出といふこと、移転を促進してまいりたいというふう存じております。

○樋上委員 この特別誘導も、優先的にこれは配慮すべきだということも私は重要なことだと思ひます。

さらにお伺いするのですが、工業再配置促進補助金、このことについてお伺いいたします。

移転促進地域からこの誘導地域に移転した工場については、いわゆる工場床面積平方メートル当たり企業に対して五千万円、地方公共団体に対して五千万円を交付することになっておりますが、その使途としては「環境保全施設、福祉施設の建設費に限る」とありますが、もう少し明確にこの点を説明していただきたいのです。

○本田政府委員 移転促進地域から誘導地域へ移転する企業に対しては、御指摘のとおり地方公共団体に対しては床面積平方メートル当たり五千万円、企業に対しても同額を補助金として交付するということにいたしておりますが、これを環境整備あるいは福利厚生施設の建設整備費にのみ充当するということにいたしておりますのは、移転企業といたしましては、やはり資金その他の関係から各種の資金的な必要がございまいしょうけれども、移転してまいる以上は地域住民に対して十分快適な工場環境を整備して、そして企業活動に入ることが必要であらうと思ひます。先ほど御指摘のありましたように、労働者の確保につきましても、福利厚生施設の整備を十分しておくことが必要であらうと思ひますので、企業に対してはそうした環境整備あるいは福利厚生施設に補助金を使うことに限定をいたしておるわけでございまして、これは、企業移転が地域との関係で十分地元から歓迎を受けられるような状態を実現するために用途を指定した、こういうことでございます。

○樋上委員 極端なことかもしれませんが、公害の補償などには使用しないでしょうか。

○本田政府委員 公害施設の整備あるいは公害の

補償等には使つてはならないということになっております。

○樋上委員 移転促進地域の中で工場において、つまり、たとえば現在移転する工場が百坪あったとする。その場合、誘導地域に移転して三百坪の工場を建設した場合、この二百坪に対しても補助金が出るのかどうか、この点いかがですか。

○本田政府委員 お尋ねの例でいいますと、百坪の中小企業の工場があつて三百坪の工場を建設した、その際何坪が補助金の対象になるかということとどうも存じますが、百坪が移転の対象であつて、二百坪は新増設の対象であるというふうに御理解をいただきたいと存じます。補助金といひましては、百坪について企業に補助金が出まして、三百坪について地方公共団体に補助金が出る、こういうことに相なります。

○樋上委員 移転促進地域に指定されていない地域から誘導地域に工場を新増設した工場に対して、これは範囲を限定するのですけれども、工場面積平方メートル当たり地元市町村に対し五千円を交付するとありますが、このことについて具体的な説明をしていただきたいと思うのですが、この点通産省と大蔵省側からひとつ御答弁願いたいと思うのです。

○田中(芳)政府委員 誘導地域におきます企業の新増設につきましても補助金の交付でございますが、現在細目につきましてもなお検討はいたしておりますが、たとえば地場におきます企業の増設あるいは新設等の形まで当該市町村に補助金を交付するといふ形よりは、むしろ大企業が移転した、それに伴つて中小企業が新たに工場を新設したといふような形のものと対して、できるだけこういうものは援助していくという趣旨も貫きたいといふことで、すべての新増設という形ではなくて、そういう誘導地域におきます一つの方向づけのある新増設について地元市町村に積極的に援助をしてまいりたい、このように考えて規定をつくりたいといふことで検討してくるわけでございます。

○樋上委員 もう一問お伺いするのですけれども、移転する企業において、たとえば本社が移転促進地域にあつて工場が地域内にならぬ場合、補助金はどうするのですか。

○本田政府委員 お答えいたします。これは工場の移転を考えておりますので、本社が移転促進地域にあつて工場がない場合には移転とは取り扱われぬといふことに相なります。

○樋上委員 こんなことじゃ質問できない。集めてもらいたい。

○小宮山委員代理 しばらく速記をとめてください。

〔速記中止〕

○小宮山委員代理 速記を始め。

○樋上委員 先ほど質問いたしました大蔵省のほうの答弁を……。

○徳田説明員 お答えいたします。先ほど御質問のございました工業再配置促進費補助金の実施の細目につきましては、先ほど通産省からその大綱について説明があつたとおりでございますが、ただこの実施の細目につきましては、御存じのとおり財政法三十四条の二に基づきます実施計画を通じてきめることになっておりまして、これは十月から適用になりますものでございますから、まだこの実施計画の提出を見ていないわけでございます。したがうして、細目につきましてはさらにはこれから詰める、こういうことになっておるわけでございます。

○樋上委員 何も五千円ずつを配分しなくても、一万円を市町村に出すべきでないか、こう思うのですが、どうでしょう、その点は。

○本田政府委員 お答えいたします。企業につきましても、誘導地域へ移転するにつきますとかなり負担も大きくなることでございまして、先ほど御説明申し上げましたように、中間の白地地帯を越えて移転していくことにつきましてインセンティブが必要であらうと存するわけでございます。先ほど申し上げましたような固定資産税の問題等につきましては、他の例になら

いまして三年ということでございます。特に厚い税制上の優遇措置が講ぜられなかつたということもございまして、今後、先ほど大臣から答弁いたしましたように、これらについてはさらに検討することになっておりますが、これらの検討の際に考慮するということにさせていただきます。

○樋上委員 誘導地域に工場を新設するのは大体大企業であり、また大企業に対する恩恵が非常に多いように思うのですが、この点はいかがですか。

○本田政府委員 工場移転の必要だといふ状況からいいますと、大企業であつても中小企業であつても、ここで移転を進めていくことが必要であらうと思つております。その意味で、大企業を特に考えるといふことは考えておらないわけでございますが、先ほど申し上げましたように、中小企業の場合には大企業よりも移転についていろいろむづかしい事情があると思つておりますので、これらについては特に配慮を要するといふふうに考えておるわけでございまして、われわれとしては大企業を特に優遇するといふ意図がないといふことを御理解いただきたいと存じます。

○樋上委員 移転計画の認定であります、その認定基準を述べていただきたいのです。

○本田政府委員 お答えいたします。認定につきましては政令で定めるといふことに相なつておりますが、一応政令で定める際に考えられる事項といたしましては、移転促進地域にある工場の製造の事業の全部または相当部分が、設備を撤去することによって廃止するといふことが一つ必要であると思つております。

それから、誘導地域において新設または増設した工場で、製造の事業を開始または拡大するといふことが必要であらうと思つております。そして旧工場の事業の廃止と新工場の事業の開始との間に、一定の期間内で行なうといふことが必要であらうと思つております。

それから新工場の新設あるいは増設が農村地域工業導入促進法の農村地域であります場合には、その地点が特定の場を除去して、その法律の工業導入地区にあると計画的に企業導入できるような特定の地域を定めることになっておりますので、この地域にあるといふことが必要であると思つております。

それから旧工場の事業の廃止にかかりますと、地あるいは建物、再び工業の用に供せられないといふことが必要であらうと思つております。

それから旧工場の事業の廃止に伴う労働者の移転できない場合の失業といふ問題が生じます、この問題について雇用問題として大きな問題にならないといふことが必要であらうと思つております。

それから新工場の新設または増設が地元との融和、調和という点で問題がないといふことが必要であらうと思つておりますので、これらの諸事項を一応認定の要件として政令で定める際に考慮したいと思つております。特に新工場が新増設されます場合の地元との調和の問題につきましては、われわれといたしましては認定を行なう際には計画書に添付して知事の意見書といふものをつけてもらふといふことによりまして、地元との関係をはつきり確認できるようにしたいといふふうに存じます。

○樋上委員 いまお話の出したこの移転促進道府県知事の意見書の添付を義務づけるとあるのですが、これはどのようなことをいわれておるのか、この点もう少し詳しく……。

○本田政府委員 移転計画につきましても誘導地域の道県の知事がこれに対して同意するあるいは同意できないといふ旨の意見書を付してもらうといふことでございまして、認定の際に同意の意見書があれば認定するといふことにはいたしたいといふこととでございます。

○樋上委員 今後それについて考えられることは、過密地域から移転する企業の場合、いわゆる公害の規制、地元の住民パワーの圧力などで公害規制によってやむなく移転する工場が増加していくと思うのですが、移転促進地域から追われて誘導地域からも拒否された場合などを考えると、この点はどういうぐあいに考えられますか。

○本田政府委員 お答えいたします。

工場の移転が行なわれるといったとしても、やはり公害を防止する体制を十分整備せずに公害をまき散らすという形で移転するわけにはまいらなと思いますし、その点につきましては、ただいま申し上げましたように知事の意見書によりましてそれらの点についての判断もしてもらおうつもりでおりますが、この法律自身も、一条の目的で、環境の保全に配慮しつつというふうにその趣旨をうたっておりますし、工業再配置計画につきましても環境保全に関する基本的方針を定めるというふうにいたしました。公害の地方分散を行なうようなことのないようにいたすことを考えておるわけでございます。そこで御指摘のように、移転促進地域でも公害問題で移転を必要とするという状況で、しかも誘導地域ではそれができないという点につきましては、やはり公害防止上の対策が十分でないか、対策ができてないお理解を得ていないかということであろうと思っております。もし対策ができていない場合には、当然その対策を十分整備すべきだと思えますし、対策は十分整備されておるけれどもなかなか理解が得られないという際には、地元に対して十分説明をして理解を得た上で出ていくことにいたすべきであらうというふうに考えるわけでございます。

○樋上委員 最後に政務次官にお伺いするのでございますが、明らかに公害企業であると一般に考えられていた企業の移転の場合、いわゆる近隣市町村の住民とのコンセンサスを私は十分にはかるべきであると思うのですが、この点はどうお考えになりますか。

○稻村(佐)政府委員 御指摘の点につきまして

は、これは午前中からいろいろ御意見がありまして、この点については十分配慮いたしまして、公害分散というのではなく、全く公害を抜きまして、地域住民の福祉向上のために役立つように当然努力しなければならぬ、こういうふうにお考えしております。

○樋上委員 終わります。

○小宮山委員 長代理 伊藤君。

○伊藤(卯)委員 この工業再配置で非常に関係が深く起ってくると思えます公害の問題をまず第一にお伺いします。

どうしてもこの公害の問題というのはやはり大きな国策として取り上げなければ解決のめどはないのではないか。そこで国立公害研究所という重要な権威あるものを設けようというものが私一番重要な問題じゃないかと思うのです。国民が信頼できる権威を持った機構とするようなもの。当然、企業を興す場合にどういう原料を使っているという製品をつくるかという場合に、よって起る公害の原因というものは、もう今日大体見当がつくわけですから、そこで通産省としては、この工場を設立して施設許可をする場合に、公害防止のでき得る十分な設備整備ができておるかどうかが、この公害の問題については、通産省が公害防止あるいは管理、監督、指導というか、そういうことを当然やらなければならぬのでありますから、したがって、そういう設備整備を十分していなければ施設許可を許さぬというぐあいの強硬処置をとらる必要があると私は思うのです。ところが今日政府ではほとんどそういうこと、特に通産省の場合責任をもつてやらなければならぬのだが、ほとんどこれはやられていないと極言してもいいと思う。したがって、この問題を解決しておかないと、新しい地域に工業を移転する場合においても問題が起ってくる。だから、私はその点から、いま申し上げようような権威のある国立公害研

究所を設けようということについて、これは大臣が相当決意をされておられることだと思えます。たとえば、大工業地帯にいろいろ公害問題が起ってくる。ところが、その公害は、防止のできることを防止していかないのです。たとえば、工場で使った悪水をそのまま川や海に放出しておる。これは、水槽をつくって何段階かでこれをこしてあげれば、当然ある程度の防止はできるのだけれども、そんなことをやっている工場はほとんどありません。それから、たとえば下水などの水も、そのまま流せばこれはやはり悪水としていろいろの問題が起ってきます。ところが、これを浄化すれば、工業用水として還元して再びばな水資源として使えるということも明らかになっている。したがって、いま伺っておるこの国立公害研究所こそは、今後の日本の近代的な工業、複雑な工業を維持していくためにぜひ必要であると私は思うが、大臣、この点いかがですか。

○田中政府大臣 公害のない工業を進展せしめなければならぬことは申すまでもありません。この公害の排除ということについては、いま国立公害研究所のようなものをつくったかどうかという点でございますが、まだそこまでは考えがまとまっております。公害防止ということに對して環境庁が設置されたわけでございますし、現時点においては、大気汚染防止法とか水質汚濁防止法というような法律に基づいて、府県が取り締まりを行なっておるわけでございます。

しかし、私が申し上げておりますように、これからいろいろの問題が起りますので、新しい工場法というようなものが必要ではないかという点とは研究課題でございます。これは、戦前は工場法がございましたが、戦前の工場法というのは、申すまでもなく、いまは労働省へ移管されたような事項が主でございました。作業場の危害予防というようなものが主でございましたが、やはり大気汚染防止法や水質汚濁防止法というような面だけではなく、電気事業法というようなものと同一ような工場法というものが必要である、そのた

めにどういうふうにして立法するかという問題はやはり検討しなければならぬだろう。私は、去年通産省へ参りましてから、通商産業省が工場法を持っていないのはおかしいぞということから、いま話題を提供し、お互いが勉強しておるのでございます。

そういう意味で、工場法の必要性ということに對して勉強しなければいけないだろうということにございまして、いま国立公害研究所というものが一体できるのか、必要なのか。そういうものよりも、やはり新しい製品というものを活用化する場合には試験とか、それから新しい製品が海外から入ってまいります。PCBのようにしてさつと入ってくる。高性能のものというのは必ず何か反作用があるわけです。だから、国際的にも共通な研究課題として研究できるような、情報交換できるようなシステムが何か必要でないかということとは、十分考えられるわけでございます。

○伊藤(卯)委員 私の与えられた時間は四十分でございますから、その範囲内で質問をあげていきたいと思っております。

法案にも一番取り上げられておりますのは、何か太平洋地域に非常に密集してきたので、したがってこれを分散しなければならぬということが、大きなねらいになっておるようです。ところが、この太平洋地域が大工場地帯になったということは、やはりそれに応じた地域的な、港として海岸地区として恵まれたものがあるわけなんです。御存じのように、日本には鉱業資源がない。あるのはセメント原料の石灰石ぐらいなものです。あと近代工業の原料というのは、あるいはカナダとかアメリカとか豪州とか、その他東南アジア地区あるいはアフリカ地区と、ほとんど海外から入れておる。したがって、その原料を輸入してつくった製品は、原料輸出国向けにほとんど大部分を出しておる。そういうところから、この太平洋地域の日本の近代工業というのが無限大に拡大をしておるわけですから、これはやはり、日本の工業が経済性の上に成り立つという有利な条件がこの太平

洋地域にあるからです。

でありますから、そういう点をやはり十分考えて、この誘導地域に新しく工業を移していくということについてもそういうことを十分考えないと、政府でどんなにこれを誘導し指示しても、経済性が伴わなければ行かないと思うのです。だから、そういう点からも十分検討されてあるかどうかという点等と不安な点がありますから、そういう点についてひとつ意見を聞かしてもらいたい。

○田中事務大臣 太平洋ベルト地帯に工業が集中したというのはそれなりの理由があるということはお指摘のとおりでございます。集中のメリットがあったからでございます。これは原材料の搬入と製品の搬出だけではなく、やはり東京、大阪、京都というような、長い歴史の上から見ても政治の中心地であり、文化の中心地であり、ひいては産業の中心地になった。そのためには生産地と消費地が同一である、直結をしておるという経済上のメリットがあることでございますから、これは当然なことでございます。ただ、それは認めておると、先ほど申し上げましたように八割五分も集まってしまつて、それはもう成長のメリットというものは全部減殺されるという相殺されてしまつて、それでもなお足らなくなつて生活環境が全く維持されないということになる。

先ほど申し上げたように、いま関東地方に関東大震災と同じ規模の地震が起れば東京の下町は全滅するといふ、答申の前段におけるレポートが明らかになつておるわけでありまして、何十万人というものでなくて、百万単位の人命の安全が保障されないといふことを知つておられるが、それを全然排除しないといふことは、政策がない、政治がないということになるわけでございますから、そういうことでは困る。その上に、いまある公害の問題、地価の問題、水が不足をする、住宅は幾ら建てても間に合わないということになるわけでありまして、そういう意味で、やはり政策的に誘導を行なう。ある場合においては、過密

地帯においては禁止政策もあわせ行なう。これはやむを得ない措置だ。太政官布告で、北海道に政策を行なうために、九十年間で約三万人台だったものが五百二十万人になつたといふこと、これはりっぱな政策の結果だと思ひます。しかも世界じゅうを見ますと日本は逆であります。これだけ一つ申し上げておきたいのですが、あたたかい地域、水のある地域、一次産品地帯といふものは工業地帯にしないのが世界的な傾向なんです。アメリカでも一次産品地帯といふのは南部諸州であつて、日本の北海道よりもはるか北の五大湖周辺が工業地帯であつて、これは百四十の国の中で、主要工業十カ国、それにもう十カ国加えた二十カ国は、すべてが北半球にあるといふことを考えてみても、ほんとうは北海道で米をつくるのじやなくて、東北、北海道は工業の基地となるべきだつた、こういうことなんです。自然発生を認めて政策誘導しなかつたところに、今日のような状態が起つたんだとも言ひ得るわけでございます。そういう意味で、やはり私は長期的な将来を展望すると、工業、二次産業比率の平準化、いわゆる政策誘導によつて全国的な工業立地を求め、均衡のとれた発展といふことを推進せざるを得ない。これは水と土地と労働力の総合的な活用を考えてみてこれ以外に方法はない、こういう結論に達しておるわけでございます。

○伊藤(卯)委員 いまからでもおそくないといふことがありますが、今度出されてある工業再配置の問題は、これはそのよろしきを得るなら、一つの国策として価値がある、私はこう思つておるのです。といふのは、現在、この密集地帯であります工業は、その大部分が老朽化していると極言してもいいのです。といふのは、たとえば工場をつくつた当時は、海岸線も自分のところで使用できた、あるいは運河も使用できた。そこに入りする船はまあ一万吨からせいぜい二万吨といふは相当大きな船だとされておつた。ところが、今日では船の場合を見ますと、もう十万吨、二十万吨の専用船が使われなければ内外の

競争にうちかたないという状態が出てきておるのです。それで、その当時は非常に近代化的な工場であつたのだけれども、いまそれが老朽化してきておるといふ結果になつておるのは、申し上げるうちに近代工業が非常に激しく、生成発展してきていますから、したがつて、密集してゐるに従つて近代化がでないようにだんだん追い詰めてきてしまつておることに、工場が老朽化してきておるのです。だから、そういう点をやはり認めなければならぬのです。そういう上に立つてこの再配置の問題といふものを考えていくといふことは、やはり過去のそういうこと、たとえば二十年、三十年前は非常に優秀な近代工業であつたけれども、現在ではそれは老朽化してゐる、その考朽化は何によつて起つてきたか、そういうこともやはり十分検討の上に立つて再配置の問題は考へないといふかぬと思ひます。したがつて、今後発展してくるものは、ほとんどやはり原料を外国から入れ、それから近代化学工業、そういうものがますます成長発展してくるわけですから、誘導地域に工業を伸ばしていくといふことは、そういう古い状態を見詰めて、そしてさらに誘導地域に近代工業をつくつていくといふことを考へないこと、建設に成功していかないのじやないかといふことを十分検討の上に立つておやりになつておるかどうか、そういう点、ひとつ大臣の所見を聞かしてくだい。

○田中事務大臣 いま御指摘になつたところ、一つのポイントでございます。ちやうど百年たつて工場の施設はスクラップ化しつつある。これはちやうど新しいものに切りかえなければならぬといふ一つの段階を迎えております。もう一つは、相当程度の公害防除の投資を必要とする、こういうことでもあります。これをいまのところでもつて、それだけの投資を行ない、新しい設備を行なつて、一体、これから年率七％ないし一〇％というような伸び方ができるのかどうか。これは

七％から七・五％でもつて進めても、十五年といふと三倍以上になるわけでありまして、一〇％でもつてコンスタントに十五年といふと四倍になるわけです。一体、全国平均がその四倍になるときは、東京、大阪、名古屋などといふものはその倍になるということになると、八倍になるわけでありまして、一体いまの八倍の投資が、既存の都市といふものを基地として投資が可能かどうかといふことを考へると、どうしてもやはり工業拠点は拡大しなければなりません。そこで、新幹線、高速道路の建設、それから港湾の整備、工業用水の整備、こういう問題にあわせて質のいい労働力といふことを考へますと、やはりいままでの百年間の基地がそのまま基地として何倍かには拡大されないうこと、こういうことでございます。明治初年に大阪を中心にしておつた工業が東京を中心になり、それから名古屋になり、福岡が中心になつてき、だんだんだんだんと拡大をせられてきたことと同じことだと私は思ふのです。太平洋ベルト地帯に百年間投資をしたメリットが企業の集中といふことに求心力になつたわけでありまして、これから、やはり政府や地方公共団体が先行投資を行ない、条件をそろえてやることによつて、新しい工業の基地として大都市に集中するよりも、より大きなメリットを産業自体も得られるし、国民自体も成長のメリットを受け得るというところで、新しい基地といふものを造成してまいらうといふことでございます。ですから、いま一応の青写真に組み立ててまいらなければならぬと思ひます。特に私が申し上げるのは、鹿児島とかそれから水島とか、それから三重県の日市とか大分県とか、いろいろなものがあるが、集中的に行なわれなかつたが、これは必ずしも私は理想的なものではなかつたと思ひます。そういう意味で、これからこの法律によつて分散される工業の基地といふものは、ほんとうにだれが考へても理想的なものだつたといへるような、経済的にもメリットを追求できるような姿で施策を先行させるということを考えておるわけでございます。

○伊藤(卯)委員 いまの新しい地域に工場を移していくということについて、いまこの法案に示されてあるような政府の優遇措置あるいは金融融資の問題、あるいは税制上の免税措置の問題、あるいは自衛隊に対するその誘致努力をさせようという意味だろうと思うのですが、それぞれのやりや優遇措置等もあげられておるようですが、その程度の優遇措置ではたして移り得るだろうか。ということ、私が心配にたえないのは、指定されてそこへ工場が漸次移ってくるのだということが明らかになってくると、その土地が非常に暴騰してくるだろうということも必至です。もうその名前が発表されただけでも、その地域の土地の所有者というのはわが意を得たりと非常に喜ぶだろうことは、先日発表された日本の高所得者という長者番付というか、そういうものはほとんどその大部分が土地の売買です。だから、したがって工場がその地域に移転してくるということになれば、それだけで相当土地が値上がりして行くのではないかと。またこの移る工場、企業者もそれを一番心配するのではないかと。その土地の暴騰を抑えるという点について十分対策をお持ちになつておられるかどうか伺います。

○田中(國務大臣) このままにしていくと絶対量は足りないわけでごいまして、そこに集中してまいりますから都会の土地がどんどん値上がりをしておる。戦後物価の値上がりの中で土地が一番である。物価は昭和七年から十一年に比べても七百五十倍から計算しても千倍をこしている。土地は一万倍をこしているところもあるというのです。これは土地というものを先ほど申し上げたように、やはり局限したところに無制限に集中を許すところに地価が暴騰するわけでありまして。しかし全国の二、三、全地域の二、三を対象にしておるものを、一〇%にすれば供給するものは五倍になりますから、これは地価の値上がりはそれだけ緩慢になる。これが二〇%になれば需要と供給は十倍になるわけでありまして、これは当然

地価は抑制されるということで、結局地価対策は国土を地下と地上に立体化するか、もしくは提供するものを大きくする以外に地価対策はないわけでありまして。そういう意味では局限されておる工業地帯を全国に広げようというのでありますから、その意味ではこうした政策を行なうことによって地価の抑制になる、こういうことになるわけでございます。

それからちよつと申し上げますと、この法律で抜けておりますものが一つございまして。それは東京などでもって、なぜ東京のどまん中であつても坪三十万円のところもあるし、坪三百万円のところもあるかというところ、これは土地を制限しているからであります。これは住宅地域は軒高十メートルしか建たない。十メートルとすると三階しか建たない。十一メートルとなると四階建つというところでありまして、皮肉にも十メートル制限をやっておりますから半地下構造でなければ三階しか建たないということになります。三階しか建たないから三十万円で、これが二十メートルにまでなつて七階まで建つと地価はとたんに坪当たり倍になつて六十万円になるわけでありまして。これは地価公示価格を見ておりますとすぐわかるわけでありまして。三十一メートルまでで九階ないし十階まで建つという商業地区は百万円も二百万円も三百万円もするわけでありまして。これは全部使途によつて制限を受けておれば、制限を受けておる状態によつて価格はきまるわけでございますから、今度建築基準法や都市計画法と同じように、先ほど申し上げましたが、国土開発法の中に各都道府県は条例をもつて地域を指定することができるといふ、やはり改正案がどうしても必要だと思ひます。そうすれば下北でもどこでも工場地帯として、県は道はこれを指定をすれば、ちよつと多摩川の地域が緑地帯であつて延べ一割しか建築が建たないといふことをもつて、多摩川の両側には坪一万円か二万円であつたといふことと同じように、やはり県条例で地域を指定すれば、それ以外の用に供することのできないという制限ができるように法制をする

ことによつて、私は地価というものは非常に抑制されて理想的な土地の使用が可能である、そういう問題を次の段階において考慮いたしておるわけでございます。

○伊藤(卯)委員 大臣のその希望の観測というかあるいは行政的措置だけではいまの土地の値上りを押えることはできないのです。憲法には公共のためならその私有財産を没収してもよろしいと書いてあるけれども、しかし無償ではないかぬ、有償でなければならぬとなつてゐる。そうすると、有償となつてくると、それを押える法律がない。だから新しい地域にそういう工業を移していくということになれば、やはり一番問題になるのは土地の問題だと思ふから、土地の問題を押え得るようなものをはつきりしておかないと当然土地の暴騰の問題は起こつてきますから、またこれが工場を移していく上に大きな障害になるから、そういう点について希望の観測でなくて強行措置としてこういうものをあわせてつくっておかなければ土地の収用はできないのだということについて、大臣、ひとつおやりにならぬとこれはなかなかできませんから、そういうことについてあなたの決意をひとつ伺いたい。

○田中(國務大臣) 先ほど申し述べましたように地価を抑えるためには、都市計画地域内において住居専用、それから工場、緑地帯というようになつて決定できるように、都道府県知事が、また市町村長が土地の利用計画を決定することができるよう法制の整備をいたしたいと存じます。

○伊藤(卯)委員 社会主義国であれば一つの国策は行政上から至上命令としてそれを断行していくことができません。しかし日本の現在の場合においては自由主義で、それから私企業も許され、これをまた尊重しておるのですから、したがつて個人所有財産もそうです。だからそういう中において、この大國策ともいふべき工場再配置の新しい計画を道義心に訴えていつたりあるいは何か説得で解決していこう、そういうことでは私はこれはできないと思ふのです。やはりどうしても行政措

置上でできないのですから、したがつて——私は何も戦時中のような統制命令によつてやれ、やらなければだめだといふことを言つてゐるのではありませんが、しかしいま大臣のお考えになつておる程度では、この工場再配置の問題をスムーズに移していくということは難事業の難事業じゃないかと思ふ。であるから、やはりこれらに對して國は將來への大國策としてこれを遂行するために、その障害になるものはかくしてこれを解決をしていくということとあわせておやりにならぬと、私はこれは成功しないと思ふ。成功しないといふことになつてくると、これはさつきから質問をされておりました——どうも通産大臣というより田中(國務大臣)の一つの計画として何かやつておられるように受け取られてもしかたがないので、そこで私は、再配置が成功するならば、これを非常に喜んでおる一人でありますから、だけれども、それだけにどうも裏づけの問題というものが貧弱です。だからそういうことと十分あわせて処置せなければ、これはなかなか成功しないということ、私は十分ひとつ大臣が決意をされてやらねえと、これは大臣、どうもつくられたけれども、思うようにいかぬであつちこちつまづいておるといふことになると、どうも田中(國務大臣)も結局しり抜けになつたというひやかしを受けますから、これはひとつ大いに注意をしておきたいと思ひますから、大臣もう一回それについての決意をひとつ聞かしてください。

○田中(國務大臣) これは先ほど岡田(國務大臣)も御質問がございましたが、実際の工場の再配置というところでございますが、これは實際究極の目的は適正配置になつていくわけでありまして。そういう意味でまず再配置を行なうといふことで、出ていくところを促進させるためには、まだ税制上の問題とかいろいろなきともありますし、あと地を自動的に買い上げなければならぬといふ問題もありますし、また、移転するに對しても、圧縮記帳制度とかその他のいろいろな問題が付加されなければならぬと思ひます。同時に、新しい

産業立地の場所は地価が上がりやすいようにしなければなりません。そのためには、地域指定ということが法律上、条例で行なわれるということになれば、地価は抑制されます。これは工場以外に使ってはならないという工場地域に指定し、しかも建蔽率は三〇％をこえてはならないということにすれば、地価は三分の一に下がるにきまつておるのです。それ以上を使うことができない法制になるわけでございまして、それはもう路線商業地域が百万円であり、住居地域が六十万円であり、住居専用地域が三十万円であり、緑地地帯が十万円以下であるということと同じことになるのであります。そういう法制を確かに完備しなければならぬのですが、それをいまこの法律ですぐ完備して、すべてのものを網羅するということはなかなかむずかしい状態にございます。しかし私は、この法律が成立をすれば、いま御指摘であつたような条項を整備することをするために、引き続き努力を傾けてまいるつもりでございます。

○伊藤(卯)委員 もう二、三点重要な点を伺っておきたいと思つたのですけれども、どうも大臣も次の席からだいぶん引っぱられて、もう質問をやめてくれぬかということなんです。これは大体こんな切迫してきているのは、与党の議員諸君の出席が悪いからなので、これはわれわれの責任じゃない。せっかく田中通産大臣が非常な国策として出しておる重要な法案の審議に、そういう不熱心なことではだめです。これはひとつ田中大臣からも、重要な法案のときには大いに協力してやらなければだめだということを、野党ばかりに協力を求めず、与党のほうにひとつ苦言を呈しておいていただきたい。

それで一点だけ最後に質問してなしたいのは、どうも日本には、御承知のように何でもかんでも法律が非常に多過ぎる。また日本の役所は法律をつくるのが非常に好きなんです。そうすると今度は、法律をあまりつくって自縄自縛になつていふという点が非常に多いと思う。法律があり過ぎるから、役所の間にセクシヨナリズムという

ものもまた出てきて、だんだん身動きがならなくなつてきて、つくつた法律をなかなか生かすことができないというのが弊害になつていふ。田中大臣は役人出身じゃなくて、われわれと同じように野武士みたいな存在だから、そういうことにはさだわられないだろうが、しかしあまり法律をたくさんつくつても、自縄自縛になつたりあるいは役所間のセクシヨナリズムの争いになるようなことになつたのでは、私は、この国策ともいふべき工業再配置のような重要な法案というものも、成立をしてもなかなか生かすというのは困難じゃないかと思う。だからそういう点、自縄自縛になつたり役所間のセクシヨナリズムで動きがとれなくなつたようなことのないようにやつてもらいたい。これは私は最後にあなたに強く希望、要請をしておきますから、こういう点について、ひとつ最後にあなただの、私はそういうことをするようなことは絶対ないというようなことをお考えになつておるかどうか、そういうことをひとつお聞かせ願いたい。

○田中(通産)大臣 非常に通産省も慎重に検討し、しかも新しい日本の産業地図をかくためには、この法律が制定され、実効をあげなければならぬ。またそれが日本の国際競争力というものを長く温存をし、日本人の生活を向上させる唯一無二ともいふべき手段だ、こういう決意のもとに御審議をいただいております。この問題、この問題を片づけなさいで——伊藤さんともよく長いことお互い議論しておりますが、物価問題とか、それから過密の中からくる土地の値上がり問題とか、投資効率がだんだんと低下をする問題とか、人間生活がどうも疎外されるような状態、社会環境の整備、こういう問題一つ一つ考えてみますと、やはり国土の総合的な開発、均衡ある開発というものを除いては考えられないということでございます。そういう意味で、全く慎重な配慮のもとに立案をしておりますから、この法律制定のメリットというものが追求されなければならぬ、この法律が制定をされた結果、実効が上がる

ように、あらゆる角度から政策推進を行なわなければならぬというかたい決意を持っております。私はもう、通産大臣に任命されたことはこの法律をつくるために任命されたのかとさえも思つておるわけでございますから、実効をあげるべく全力を傾ける決意を明らかにいたしておきます。

○伊藤(卯)委員 お手並み拝見ということ……。

○小宮山委員長代理 次回は、明後十九日午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開會することといたします。

なお、明十八日は、午前十時から公害対策並びに環境保全特別委員會と連合審査會を開會する予定になつております。

本日は、これにて散會いたします。

午後五時十九分散會

昭和四十七年五月二十七日印刷

昭和四十七年五月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

T